特集1

三重の萬葉と歴史

天平十二年の聖武行幸

特集2

津市・三重県の研究

三重の文化・社会・自然



三重大学大学院人文社会科学研究科 地域交流誌 「トリオー



きまし

体的な施策によって女性研究者 これを受けて文部科学省は、具 究者採用の目標を掲げました。 科学系全体として25%の女性研 とに勾配をつけながらも、 15%、農学系で30%など分野ご 子学生の比率に鑑みて工学系で ち出し、博士課程に進学する女 の科学技術政策を方向付ける 「第三期科学技術基本計画」で 平成一八年度から五年間の国 女性研究者の活躍促進を打

皆無で、一昨年ようやく一人着 設置から四〇年間女性研究者は 員ですが、それらと並んで研究 公務員この場合とくに国家公務 きわめて少数なのです。 に工学系の女性研究者は、 任されたばかりです。理系とく もしれませんが、本学工学部は 率をそれほど小さく感じないか 属していますと女性研究者の比 に指定しました。 とくに女性の比率を上げること 昨年内閣府男女共同参画局は 加速すべき三分野の一つ 人文学部に所

直接支援するというのではな

支援可能なシステム作りを

これがドイツとなると19・2% 年の調査でアメリカの女性研究 あります。それというのも、 が、文系を含めても女性研究者 で道筋をつけて、プログラム終 比率はまだまだ上げる必要が 理系は言うまでもありません に努めなければなりません。 後も女性研究者が増加するよ 英国で26・0%です。 韓国の 13 1 (ちなみに人文学部 日本はさらに低く フランスで

択され、この事業に取り組んで ル育成」というところが重要 目的としています。 数が増加するような組織作りを 性研究者の活躍を支援し、その モデル育成」事業です。 三重大学は平成二〇年度に採 女性研究者を振興調整費で 本事業は理系分野の女 「支援モデ

女性研究者の増加を願って

小川 眞里子 おがわまりこ

学長補佐(女性研究者支援担当) 人文学部教授 科学史·科学論

的仕組みになっていないという 健康で教育水準も高いのに、持 味するところは、日本の女性は てる力を発揮できるような社会 て109カ国中57位。これが意 定力を示すものです。 メント指数は、女性の社会的、 に対しジェンダー・エンパワ 82カ国中10位である 後者は大きく後退し

の下における両性の平等に基づ はなく社会的整備なのです。 ることが二一世紀の最重要課題 足りないのは、女性の能力で 男女共同参画社会を実現す

急務であり、そのためにはポジ

女性が活躍できる社会の実現が

国家的損失というべきでしょ に、その能力を活用しないのは たちは高い教育も受けているの

出産育児期の支援も含め、

ティブアクションが必要である

ことです

な改善を図らねばならないのか る女性研究者の比率がかくも低 のか。そしてなぜ今、積極的 問題は2つ、 なぜ日本におけ

ンパワー 活水準の達成度等を示し、 民の健康維持や教育の機会、 唆的です。 政治的、経済的な参加と意思決 八間開発指数とジェンダー・エ 国連開発計画(UND メント指数の落差は示 人間開発指数は、 日本は、 それ

数も当然減少し、文系でも学問

ます。先に比率をあげた研究者 は脅威にさらされることになり 存立基盤である科学技術の進展 ると推定されており、

わが国の

な科学技術者数は百万人減少す

の継承・発展に支障を来すこと

になるでしょう。

限って支給され、

その間に学内

たがって振興調整費は三年間に 実施するよう求めています。 めざし、支援のモデルを提案・

ん。人口の半数は女性で、彼女 次世代の女性研究者も育ちませ 働人口の減少を補う術がなく、 でない社会のままであれば、 に、女性のキャリア形成が容易 これまでの日本の社会のよう

子高齢化によって招来される重 要な問題が研究分野にも生じる 極的改善を急ぐ理由は何か。少 とされる所以です。その上で積

進諸国の中で最下位なのです。 に日本の女性研究者の比率は先

いて、二〇五〇年までに一般的 速に縮小しつつある我が国にお 少子化によって労働人口が急

重大学大学院人文社会科学研究科 地域交流誌/トリオ 重の文化・社会・自然

E 0 N N

1 巻頭言/小川眞里子

特集1

三重の萬葉と歴史 東武イ

鼎談 廣岡義隆、榎村寛之、山中章

- 12 本居宣長の『古事記』研究/遠山敦
- 14 大伴家持の相聞歌について一「沫撚り」とは何か/武笠俊一

S

16 伊勢神宮と神仏習合思想/勝山清次

津市・三重県の研究

成果報告会/ティエリー・グットマン、豊福 裕二

- 津市の合併と財政/青山弘忠
- 20 地方税の原則の検討と個人住民税フラット化への評価/社強
- 津市における保育園の実状-少子化対策の中でなぜ保育園の統廃合なのか-/南泰代
- 23 津市の人権施策について-子どもの人権に関する課題-/高木真清
- 津市における成年後見の状況について/濱地正巳
- 26 三重におけるワーク・ライフ・バランスの取り組み/田中貢
- 魅力的な都市への契機-津市の集客力の向上を目指して-/呉 紅冉
- 三重県における不況の雇用状況/李恩
- 三重県における華僑華人の現状と課題/陳林妹
- 中世安濃津における天台真盛宗の展開について/戸伏知子
- 戦国期中伊勢における地域権力と中世城館-安濃津地域を中心に-/中川 貴皓

36 人文教員エッセー

「臓器移植法」の改正に寄せて/今泉智之 「外国から学ぶ」と今/洪恵子

新刊自著を語る

『カナダ先住民と近代産業の民族誌

- 北西海岸におけるサケ漁業と先住民漁師による技術的適応-』/立川 陽仁

三重の歴史と風景 男女平等理念の深化とその実践-三重県での先進的事例-/西川洋

- 43 大学院・学部の広報 三重大学人文学部・第5回「公開ゼミ」報告/塚本明
- 大学院のご案内
- 雅**感**/名島利喜 編集後記

鼎談 特集

三重の萬葉と歴史

久留倍 官衙遺跡

平城京跡

先生、考古学の山中章先生、

萬葉の廣岡

の意義という内容で、歴史学の榎村寛之

葉歌から見た行幸文芸、

最後に聖武行幸

(司会)の三者で進めます。まず榎村先

伊勢神宮

がぐって 藤原廣嗣の乱を

に聖武天皇による行幸の概要を、次に萬 伊勢の国が中心になると思います。最初 現在の関東ではなくて関所の東というこ ということになります。 とであり、当時の広い意味での東の地域、 河口の関」とか「鈴鹿の関」よりも東 ます。関東行幸と言いましても、これは **廣岡** 本日は「天平十二年の聖武天皇に ょる関東行幸」ということで鼎談を始め 結局、伊賀の国・

生から。 榎村 はい、 どちらも廣嗣の乱を恐れた 天平十二年(七四〇)の聖

かな

ひろおか よしたか 三重大学人文学部 教授 博士(文学)日本上代文学 究は一貫して東大、京大が中心になって 乱との関係です。戦後の日本古代史の研 ろから、行幸自体が計画されている中で り周到に用意されている形跡があるとこ つが頓宮の設置などを見ていても、 で、一つは廣嗣の乱自体が行幸を宣言す の乱の関係資料の研究が進んでいく中 のです。ところがこの十年ばかり、廣嗣 聖武という流れで論じることが多かった きましたが、 武行幸、よく言われますのが藤原廣嗣の る段階では終息に向かっていた。もう一

廣嗣の乱が勃発したのであり、 ではない、という考えが現在は強くなっ が直接の契機になって行幸が行われたの 廣嗣の乱

榎村 寬之

三重県立斎宮歴史博物館 学芸普及課長 博士(文学)日本古代史





やまなか あきら

三重大学人文学部 教授 博士(文学)日本考古学

義隆

行幸の概要聖武天皇に

歳の、まだ政権の中枢にはノータッチで

きな影響をもたらしたということにな 『萬葉集』に書き留めた。このことが大 あった、内舎人家持がそのように認識し、 は大伴家持の認識なんです。当時二十三

嗣、謀反発軍に依り云々」とあり、これ 集』の題詞には、「大宰少弐藤原朝臣廣 葉集』の影響が大きいわけです。『萬葉 を逃げ出したとみられたのは、実は『萬 **廣岡** 聖武が廣嗣の乱によって慌てて都 てきています。

す。ここが発掘調査による種々の成果か 頓宮跡(関宮)と推定されている場所で ら、河口頓宮と考えられるようになりま ①(次頁)をご覧下さい。これは河 契機を与えてくれたと思います。 す。聖武行幸の目的を別の視点から見る 跡の具体的なイメージ、 ました。最近、発掘調査が進み、行幸遺 かった具体的な姿が考古学から判ってき 地形とか施設配置が随分解ってきたんで 山中 文献史学とか文学の研究で解らな した。右手奥が伊賀、つまり聖武がやっ 宿泊した場所の 写真

3 TRI0 No.11

が建設されていたということを推定させ 地方遺跡ではあり得ない、奈良から運ん で発掘をした遺跡です。ここから普通の だろうと。写真の中央付近ⓒは三重大学 官人の宿泊地や騎兵の駐屯地があったん 部隊を置けませんので、それから広がっ 辺り⑥の左、森の中が中心部ではないか たのです。この写真①でいくと正面奥の りが中枢だろうということがわかってき ら出ております。現在の白山中学校②辺 分かっていません。ただ、聖武天皇が好 部隊の駐屯地は河口頓宮についてはまだ 宿泊場所だとか、数百人という大規模な きました。他の頓宮候補ほど、聖武天皇 所を選んで造らせていたことがわかって です。関所という軍事的に良くできる場 命し、泊まる場所を造営させているわけ 宮を造っています。榎村先生のご指摘の が扇状地をなす部分です。広い空間に頓 て来た方向です。正面の平坦地、雲出川 ルくらい離れています。広い範囲に頓宮 ています。これは中心部から五百メート できた土器とか塩を入れて焼いた壷が出 ている雲出川の流域や周辺部に随行した と。ただしここだけではとても数百人の んで使った重圏文という瓦がこの一角か 聖武天皇は予め造伊勢行宮使を任

向かわずに川口へ出て来たのだろうかと 廣岡 疑問として、何故伊賀から亀山 いうことがあります。その後のコースは



てきて最初にやったことは何かと言う です。それを敢えて行かずに川口に入っ に行けば、壬申の乱コースそのままなん 壬申の乱コースに重なりますね。 名張から北上し柘植を通って鈴鹿

という問題です。川口ルートに関して言 意識したルートを辿っている。聖武の意 えば、壬申の乱よりも持統の伊勢行幸を ている半面で、持統行幸時の道を通った の栄原永遠男先生がおっしゃっています ばならないことがありまして、大阪市大 榎村 もう一つ念頭に入れておかなけれ ように、天武の壬申の乱を非常に意識し

> 的な行幸だということになってくるわけ 契機は、恐らく持統の伊勢行幸なんです いた。そのように考えますと、より計画 両方の権威に合わせ、自らを位置付けて つまり聖武の意志としては、天武、持統、 つ壬申の乱のルートをそこから辿った。 ね。そちらも意識して、 をある意味でシステム化していく大きな を重ねているという考え方で、伊勢神宮 めて律令国家形成期の天皇の足跡に自ら 川口を通り、

な皇帝なんだということを強く主張しよ ういう勇猛な遊びもできるんだ、りっぱ る歴代天皇の後裔であると。なおかつこ 皇祖神を祀る伊勢に行って自らが正統な 中で自分の正統性を強く主張するために 正統な姿ではないわけですね。そうした す。当時の皇位継承からすると必ずしも 聖武は藤原氏の娘から生れている天皇で ている。長屋王の変なども。そもそもが ちですが、後ろ盾の藤原氏は随分苦労し 当たり前に天皇になったように思われが 幸だったんじゃないか。聖武というのは かなり計画的に自分の姿を印象付ける行 ようとしていると思います。その辺りも あるという意識、そういう姿を強く見せ な遊びです。つまり自分が偉大な皇帝で ね。遊猟というのは当時の皇帝の独占的 それと、 川口で遊猟するんです

目的だった。私はそう思います。

から幣を奉ることが、まず第一に大きな

伊勢神宮に奉幣することです。

です

識の中では天武だけではなく、持統も含 最初の斎王の大来皇女、 **榎村** その関係で申しますと、 廣岡 榎村先生にお尋ねします。天武の かがでしょうか? なんですね。天武だけじゃなく、天智系 た、もう一つ進めますと持続は天智の娘 みじゃなく持統のことも念頭においてい も受け継ぐ意識があったということはい

うのは紛れもなく持統の妹、天智の娘な 勢力にかなりの配慮をした。つまり天智 武あるいは持統は天智の影響下にあっ 期の泉内親王、これも天智の娘です。 方の血を引く皇女を伊勢神宮に送ったと に送る段階において天武は天武・天智両 智の娘、大田皇女です。大来皇女を伊勢 系勢力を取り込んだ中で律令国家が成立 る天智系の血を明らかに意識している んです。聖武は自分の背景に連なってい しているわけです。現実に元明なんてい いう形式をとっている。また奈良時代初 彼女の母親も天 実質的な た

を辿っています。 形で赤坂に行き、あとは壬申の乱コー 廣岡 聖武の行幸は、この後バックする

幸のもう一方の意味として、天智の近江 榎村 壬申の乱コースを辿る、その通り 目標となっているんじゃないか。 大津宮の顕彰。そういったものが一つの やはり大きな問題かなと。聖武のこの が大津の粟津頓宮であるということは、 なんですけども、この行幸自体のあがり

山寺に立ち寄っています 廣岡 その意味では、 志賀

榎 村

はい。大きな問題の

一つであろうと考えていま

の菩提寺です。そこにわざ 廣岡 志賀山寺は天智天皇

向かっているのは、天武 ろうと思います。これは恭 あった…… も念頭においての行幸で だけじゃなく天智のこと わざ立ち寄って、恭仁宮へ 仁京の位置付けと関わって と考えるのが自然だ

山中 んですね。 ら北上すれば、すむことな るのであれば、奈良の都か 単に恭仁京へ遷都す

くるのではないでしょう

問題点であろうかなと思い てきて、と言うのも一つの わざわざ北から回っ

うのは中々難しいところが 聖武の東国行幸というのは あると思うのですが、 の遷都とどう関わるかとい そのルー トが恭仁京 私は

> ことができるんじゃないかと。 造るための準備期間というふうに考える せてるわけです。だからこれは恭仁京を 諸兄を恭仁京予定地へ派遣し、準備をさ いかと思います。その後は不破関から橘 武天皇と重ね合わせ、見せてるんではな の乱コースを辿って、自分を曾祖父の天 です。赤坂から不破までというのは壬申 てはちょっと榎村さんとは意見が違うん 第二の目的だった。不破から大津につい 点に壬申の乱コースを辿ること、これが の一角にあると推測しています)を出発 的であった。その後、赤坂頓宮(鈴鹿関 まず伊勢神宮に奉幣することが第一の目

諸兄が出て来て、言わば常に誰かのバ 兄だけ。諸兄を不破から恭仁へやってし 武は専制君主に見えながら、実は四十歳 クアップを受けながら活動している。聖 王を倒して、今度は四兄弟が倒れると橘 のバックアップがあるわけで、更に長屋 です。聖武は即位の段階では藤原四兄弟 まうと、後は聖武のワンマン体制なわけ いた。つまり聖武に随行しているのは諸 王と豊成は平城京の留守として置かれて 人が廟堂のトップなんですけども、 原豊成、武智麻呂の長男ですね。この三 弟、この二人しかいない。次が参議の藤 臣、知太政官事に鈴鹿王つまり長屋王の の構成をみて見ると、まず橘諸兄が右大 が、実はこの聖武の行幸時点での太政官 橘諸兄を不破から派遣する件です 鈴鹿

> 関からということです。 振る舞った。そのスター 象ですね、彼らに対して専制君主として 聖武が初めて一人で命令を出したのがこ きている官僚の中枢部分と言えるメン ら、彼は専制君主になった。彼が連れて の橘諸兄を派遣した時です。この瞬間か つまり赤坂で叙位を行っている対 トを受けていたんです。 トは正に不破の

廣岡 なるほど。聖武の後半生のスター トである。

て恭仁までやって来て、「こっちへ来な たら自立していて、ただ一人の王となっ 兄まで先に送り出してしまう。 てしまう。残された人たちには「あれ ところが動きだした聖武は不破まで行っ 「いってらっしゃい、 残していくし、 方で。留守として鈴鹿王・豊成の二人を びに行くんだね」っていうぐらいの考え 明皇后も何も考えていない。「あぁ、 が行幸することについては大上天皇も光 政としての皇后権力があるわけで、聖武 に残っている。大上天皇とか、更に後の す。聖武が行幸しても行政機能は平城京 敦史先生などが言われているところで さい」と言う話になる。 れ?」っていう感じ。そして不破で橘諸 らいで送り出した可能性が高いんです。 の権力をもっていた。これは近年、 奈良時代の大上天皇は天皇と同等 橘諸兄はついていくし、 気を付けてね」く 気が付い

がやることじゃないかもしれませんけど 格を全部得て帰ってくる。四十歳の人間 が天武の追体験であり、天智の追体験で けることができます。 も、成人儀礼、一人立ちの儀礼と位置付 含めてですけど、三人の専制君主的な性 ある。専制君主的な自分の祖先、持統も 出して、自らが作った恭仁に専制君主と です。元明が遷都して聖武のために用意 廣岡 そのことは、恭仁京遷都自体も… して帰ってくる。そこで彼がやったこと 仁京は聖武の都。平城京は元明の都なん した都です。ところが聖武は平城から家 と言うことになります。つまり恭

まで持たれている聖武のナヨナヨとし ど遷都を繰り返した五年後に平城京に 配置に認められます。恭仁京や難波京な た。それを具体的に証明できると思いま かりした方針を持った天皇になってい たイメージではなくて、この時点でしっ 最初に作られた平城京に対するアンチ かに不比等や光明子といった藤原氏、 自分の政権の中心にする。これは明ら 堂と同じ建物を造るんですね。そこを 側に持統が造った藤原宮の大極殿・朝 た壮大な大極殿や朝堂を使わずに、 根本的に変えるわけです。中心部にあっ た(史料上は元正が造った)平城京を 戻るわけです。その時に、不比等が造っ ーゼだと思うんです。その姿はこれ その具体的な証拠は平城京の施設 東

行幸文芸

す。

榎村 面白いのは家持が内舎人であるこ 記録が巻六に載っているわけです。 です。家持二十三歳、内舎人として三年 が収められているのですが、その前に天 ることができた。そういう意味で貴重な の人の歌も交えて巻六に記録として収め 残 行宮で、不破で家持は歌を作り、他 天皇一行に従いながら、河口行宮で、狭 口で引き返すことになるかも知れない どこに行くのか全くわからなかった。川 なくも旅をすることになった。 というよりも出来ない。家持は思いがけ 当時、旅があまりないんですね。しない 家持はこの旅行に有頂天になっていた。 目に聖武行幸に付き従うことができた。 ツと作っている。その初期にあたるわけ にあたる。彼は十五歳位から歌をポツポ れは家持の歌人としてのスタートの時期 その空白期間にこの行幸歌群がある。こ の行幸の後はポーンと十五年まで飛ぶ。 へ移ります。『萬葉集』巻六に行幸歌群 のテーマの「萬葉歌から見た行幸文芸」 十一年の資料があり、天平 この話はどこまでも続きます。 十二年のこ しかし、

平安時代でいうと六位の蔵人なわけです とだろうと思います。家持は正六位上で、

> だった。家持にとっ た、 族とは何であるかと とは何であるか、貴 てこの行幸は、天皇 しての体験はこれ の一番のスター は官人修行をする際 ると、家持にとって る。俗な言い方をす としての彼が王権と 伝統的な氏族の子弟 青春期の歌であり、 のグループは家持の ならば、こちらの歌 ぎることは決してな 位上というのは早過 が、二十三歳で正六 いうことを認識し いう名の下に旅をす した家持の歌である 原体験のような 越中歌群が成熟 トと

られないことは当然 るわけで、声はかけ く天皇を見上げてい 当の末席であり、 家持の初修行かもし 廣岡 官人として、 性格を持っている。 れませんけれど、 遠くから付いて

遠 本

資料 関係萬葉歌一覧 十一年己卯

大夫之 高圓山尓 迫有者 ますらをの たかまいやまに せめたれば 以此獣 献上御在所 同 天皇遊獦高圓野之時 者 里尓下来流 牟射佐毘曽此(6・1○二八)は きとにおりける むざさびそこれ副歌一首〔獣名俗曰牟射佐妣〕 小獣泄走 都里之中 於是適値勇士

即

右一首大伴坂上郎女作之 但未逕奏而小獣死斃 因此獻歌停之

一年庚辰

冬十月 依大宰少貳 藤原朝臣廣嗣 謀反發軍 幸于伊勢國之時

河口之 野邊尔廬而 夜乃歷者 妹之手本師などの のへにはらて よのあれば いもがたもとし ないのの いてはらて よのあれば いもがたもとし お 所念鴨(6:○二九)

小戀 吾乃松原 早 天皇御製歌一首 見渡者 潮干乃滷尓 多頭鳴渡(6・1○三○)たづなあたる

右一首今案 吾松原在三重郡

相去河口行宫遠矣

若疑御在朝明行宮之時

四泥能埼 木綿取之泥而 好住跡其念(6・一〇三一)してのまき ゆふとりしでて かくくとそむら

小之 人乎思久 四泥蛇れにし ひとをおもはく しでの 丹比屋主真人歌一首 所製御歌 傳者誤之歟

従駕焉 右案 此歌者不有此行之作乎 所以然言 何有詠思泥埼作歌哉

勅大夫従河口行宮還京

勿令

御食國 志麻乃海部有之 真熊野之 小舩尓乗而 奥部榜所見(6・一〇三三)みけつくに しまのあ まならし まくまのの をぶねにのりて せきへこぐみゆれけつくに しまのあ まならし まくまでの をぶねにのりて せきへこぐみゆ はいまん こか くまくらまなり つきそへに ける 狭残行宮 大伴宿祢家持 作歌二首

従古 人之言来流 老人之 變若云水曽 こしゅ ひとのおくる おいひめ をつとぶろそいという ま漫園多藝行宮 大伴宿祢東人 作り 小曽 名尓負瀧之瀬(6・一○三四)ゴモ なにおがだめのせ 作歌一首

田跡河之 瀧乎清美香 従古たどかはの たぎをきよみか いじくゆ 大伴宿祢家持 作歌一首 宮仕兼 多藝乃野之上尓(6・一〇三五)

還尔谷藻 打行而 妹がらにだにも うちゅきて いかりにだにも うちゅきて い 妹之手枕 紫持 作歌一首 巻手宿益乎(6・一○三六)まきてねましゃ

五年癸未

秋八月 久迩乃王都者 者 山河之 清見者 宍 内舎人大伴宿祢家持 宇倍所知良之(6・一○三七)うべしらすらし 作歌一首

吾背子與 二人之居者 山高 里尔者月波 不曜十方余思(6・一〇三九) 教郷者 遠毛不有 一重山 越 我可良尓 念曽吾世思(6・一〇三八) ふるせこと ふたりしたば やまな きに はつきは てらずと もよし 高丘河内連歌二首

安積親王 雨者零敷 念子之 屋戸尓今夜者あめはありしけ おもぶぶ やどにこよびは 横親王 宴左少辨藤原八束朝臣家之日 明而将去(6・一〇四〇) 内舍人大伴宿祢家持 作歌一首

いっているだけ…… とも言い切れない。内舎人ってい

存在が内舎人。 天皇に人格的に服属している。そういう なんですね。天皇のそばに居て、言わば て、雑用をする。その雑用は天皇の雑用 具体的な仕事以上に天皇の近くに侍っ うのは内廷に仕えるわけです。ですから、

家持の歌はないのですね。 ておられるけれども、それに関わっての (6・一○三○)という、ああいう歌を作っ こひ あのまつばらゆ みわたせば……_ 議も出来ない。で、聖武天皇が「いもに 論議はできないし、 廣岡 そうだからといって、天皇と政治 政治論議以前に歌論

> なのでしょう 仕事をするのは聖武に近従する内舎人達 侍する皇族でもないはずで、むしろその もなければ智奴王とか塩焼王といった近 き取り書き取る役目をするのは橘諸兄で 武が何か歌を詠むんですよ。その歌を聞 と思いますが、例えば、行幸する時に聖 それに対して応答することはない

廣岡 ところが、聖武天皇の歌ともう一 なんです。そういう意味からも、 があったんだ」というので補っている歌 してはいないのです。後に増補された 首、この二首の資料は家持が当時手に から入手して「あっ、天皇にこんな歌 増補されたということは、別ルー 天皇と

は遠い存在じゃなかったかなと思うので

同士のネットワークがあれば「お上はこ での情報は伝わる。 の間こんな歌を詠んでたぜ」みたいな形 の手足となって動く黒子ですから、黒子 す。公的には身分が低いけれども、天皇 舎人は天皇に仕える黒子(黒衣)なんで 榎村 近い者ではないんですけども。

山中 そういう光景を天皇と共に見ることに ある。さらに遠くに志摩半島が見える。 前に伊勢湾が広がり、真南に伊勢神宮が ます。私は歌の解釈は良くわからない きの宿泊所の一つではないかと考えてい 時代の中ごろにでき、朝明郡に泊ったと の上の遺跡なんです。大きな建物が奈良 跡という、四日市市で最近発見された丘 判らなかったのです。写真②は久留倍遺 は別なんですけれども。 か。宴の席に家持が一緒にいたかどうか よって歌うことが可能だったんではない (6・一○三三)の歌が現場を目の前に のですが、家持が歌った「みけつくに」 して歌われたとすると、こういう光景で ね。久留倍遺跡の丘の上に立つと目の これまで聖武がどこに泊まったか そうですね、この「みけつくに志

と考えられないですね。あの位置に立ち う歌は久留倍遺跡の高台以外ではちょっ 麻のあまならし」(6・一〇三三)とい ますと、ちょっと遠いですけども、 伊勢



写真② 国史跡久留倍官衙遺跡から伊勢湾を望む(提供:四日市市教育委員会)

立した。歌の披露は別の宴席の可能性が ありますが。

んです 廣岡 山中 ろんその立場上離れているときもある。 聖武天皇は久留倍遺跡におられた 天皇の側に居る時もあると。もち

だいたい五段くらいに造成されていて、 施設がこれまでのところ見つかっていな ば、これは丘の上にあるわけです。丘は 罰が重くなっていく。このような厳重な てくる可能性はあるんです。ただ、天皇 る中心に天皇がいる。垣を越える度に刑 す。外からいきますと五重に囲まれてい あるんです。 が行幸する時には厳しい警護の決まりが い。ところが、久留倍遺跡について言え 断言はできません。他に遺跡が出 衛禁律に定められていま

関とか、駅とか、郡衙とかを転々と移動

朝明駅を改修して使っているのではない してるんじゃないか。そういう意味から、

間があったのではないか。 の周りに従駕している人達の宿泊居住空 りの広い空間は警備及び役人が使う。 すが、この建物に天皇が入っていて、 る(図)。ここAに大きな建物がありま 律に相当する警備体制を敷くことができ 段ごとに警備員を配置しておけば、衛禁 周

られたんですかっ 久留倍遺跡は聖武行幸のために作

の辺りでしょうか?

それは難しいなぁ(笑)。

るわけですが、家持が立つとすると、

聖武天皇はその中枢部へに位置す

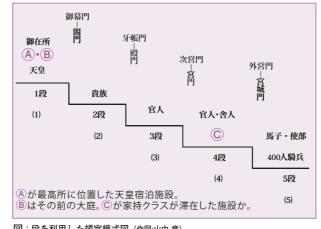
いえいえ、元々あった。

廣岡 をしたり、守ったりできる場所はそう簡 騎兵ですから馬の世話をしないといけな 意味があって、四百の騎兵が来ますよね。 一行を適切に迎えたり、天皇の世話 私は朝明駅だと思うんです。駅に 元からあったわけですよね

> です。先ほどの衛禁律の理屈でいくと、 しての家持。二つのポジションがあるん

六位の官人としての家持と内舎人と 二通りの考え方ができるわけで

単にはできません。基本的に既存の施設、



能性も充分あるんではないか。

必要とあらば、ここ®に上がっていた可 ©に家持はいなきゃいけない。 ところが の通りいくとすると、四段目位のこの辺 同じ景観を見ることができたかもしれな 来るか。と、考えるのであれば、聖武と 目が覚めて「おーい」とやった時に誰が きな建物色で夜一人で泊まっていて、 たいなものとして、例えば聖武がこの大 有力氏族の子弟達でつくられた若者組み 的近くにいる。つまり天皇を支えてきた 存在ならば、場合によっては天皇の比較 ころが内舎人という令制前の系統を引く すごく天皇から遠いことになります。 官人グループの末端に位置します。

い。ここ®が一番高い所なんですね。位

が、家持は新婚さんですよね? 結婚し

廣岡先生にお伺いしたいのです

てすぐの…。その中でいくつか歌を作っ

決まりに則りながら家持は歌を作ってい 当時の言葉で「雅」。歌う上での一つの に歌うのが粋だった。後の言葉で「粋」。 だろうと言うんじゃなくて、そういう風

図:段を利用した頓宮模式図(作図:山中章)

ですね。他に多度川の歌もありますけど。 らし…」(6・一○三三) これだけなん でも作ればいいと思うのに、本当に気の おさえることができます。歴史的な旅を での歌われ方として家持は歌っていると あとはもう妻のことばかり歌っているわ きいた歌は「みけつくに してるんだから、もう少し気のきいた歌 イレクトに歌うって言うんじゃなく、宴 るのです。確かに新婚ですが、それをダ しまのあまな

聖武行幸の意義

廣岡 そろそろ次のテーマ「聖武行幸の



括したいと思います。 意義」で、聖武天皇の行幸を最終的に総

きな意味ではないかと思います。言わば、 をやってのけたのが、この東国行幸の大 国を味方につけてきたぞというような事 聖武が、王の側からのクーデターのよう 老閨閥の蜘蛛の巣にからめ取られていた そこを行幸することによって、一種の長 ティングボートを伝統的に担っていた。 内の中での有力者を決める大きなキャス 言ってしまえば伊勢湾周辺の勢力が、 常に重要なフィールドになったのです。 か、一つ大きなことをやろうとする度に、 俺は自立をするんだ、その証拠に東 東国は、政界を再編させるという

> を作った。 層には非常に強く意識されたのではない 帰ってきたことによって、聖武を中心と 聖武と聖武を支えるシステムを持って て恭仁に帰ってきた。だから、専制君主 にした聖武が大人になって帰ってきただ のままに動き得るような有能な官人集団 歳だった働き盛りの彼のもとに、彼の意 か。聖武にとってみれば、いわゆる四十 した政界の再編として、当時の官人貴族 けではなくて、全く新しい官僚制を持っ 持統、天智、 天武の実績を全て自分の物

とか追体験とかいうのが出てきましたけ 美濃とかという東国の勢力を…… れども、今、榎村先生は伊賀とか或いは ほどこの聖武の行幸について、 面白いご指摘なんですけれど、先 イベント

榎村 言わば、足元に押さえた。

押さえたということですね?

山中 押さえたというのは何によってわ

宮廷に食い込んでいた部分があります いわゆる舎人や采女というのは、相当に がいたように、 な女官に飯高宿祢諸高という飯高氏の娘 えば、聖武の娘の称徳天皇に非常に忠実 先導役が地元の有力豪族の子弟です。例 狩猟の後に伊勢地域の郡司の子弟達に そういった連中のうち、地元に残ってい ドさせて赤坂へ行幸したことです。 その一番のポイントが、 伊勢地域の郡司の子 川口での

> いでしょうか? いくのは、まさに国見をすること、 トを地元の郡司の子弟がリ

山中 界の花が開いていくというか。丁度その ら変っていくというんですか、 の暗黒時代だったと。それがこの辺り を拝見しますと、奈良時代はじめが和歌 しょうか。歌の世界の。 きっかけになる時期だと言えばいいんで 廣岡先生のお書きになっているの 萬葉の世 か

かなんです。 暗黒の時代というのは、 和歌暗黒の時代と書いていますが、 廣岡 元明・元正両女帝の時代は、 それ以前も華や

谷間なんですかっ

の編纂、奈良遷都を初めとして、貨幣か ですね。と共に文化的な施策が華やかな 帝と言っても、官僚がやってるんですけ すが、行政改革の時代なんです。 帝の時代は現在の世相と良く似ていま んです。『古事記』『日本書紀』『風土記』 谷間なんです。元明・元正両女 行政改革をいっぱい やっているん 両女



フレンドを持っているのです。 廣岡 家持っていうのは、大勢のガー てこられた切なさとか、そういうのは… てるわけですが、新婚なのにここに連れ

夜

我妹子と歌っている。何故かというと、いるわけです。家持の歌は、妹、我妹、 当時、宴で妻のことを歌うのが一つの雅 時期に、妻を都において、彼は旅を 山中先生がおっしゃった新婚というその 人に絞っていく、それが大伴坂上大嬢 る。けれども天平十一年頃を境として一 十数人のガールフレンドに囲まれてい うだったかもしれませんけども、家持も 家持に限らず、当時の貴族ってそ そうですか、 羨ましい (笑)。

手枕」(6・一〇三六)。何と女々しいんが手枕」、不破の行宮に行っても「妹が

(6・一○二九) の歌から始まって「妹 楽な者同士の宴の席で「河口の野辺に」 家持も。これは内舎人同士の宴の席があ

していた。だから歌っているわけです、

る。そういう席に偉いさんはいない。気

と「かっこよかった」。宴の席にマッ

る。そうするのが現代風な言い方をする

恋ひ」(6・一○三○) なんて歌って であった。だから四十歳の天皇が「妹に

天皇の支配を明確に打ち出すイベントで は連なっているという威信が都に送られ 者たちを行幸の中に組み込むことによっ もある、という言い方ができるのではな の有力者がそれにひれ伏すことであり、 る。川口から赤坂、不破と大周りになる て、東国の強いサムライが聖武のもとに つまり地域の有力者になっていた 地元



ので、 ら、文化的に華やかな政治を行っている そのせいですか? あの時代は宴が極めて少ない。

が少ないので結果的に歌が記録されるこ にレベルが低いというんじゃなくて、宴 そうなんです。和歌暗黒は文化的

> 山中 宴が増えてくるという の時代になると、また 葉集』に反映している。 とがない。それが『萬 そうすると聖武

として、 山中 躍的な何かあるんです うのは歌の世界では飛 が記録されるんです。 ると、宴が復活し、歌 治的にも落ち着いてく 都が奈良に落ち着き政 もう一つの画期 聖武行幸とい

廣岡 てということは無いと それがきっかけとなっ いやあ、 格別

当歌を詠む、あるいは ても、この時期には相 葉に残らなかったとし 舎人レベルの人達が萬 家持のような内

役人は歌の歌えない人もいたけれども、 多くは歌を漢詩と同様にたしなんだ。 ないんですね。役人なんです。裏返すと 廣岡 その通りです。当時「歌人」は 詠む機会が増えるというわけですか。

素養がちゃんとあるわけなのです

ことなんですねっ

そうなのです 廣岡 置付けだということですか?

が、それは証明できない。

かそういう変化があると非常におもしろ た。そうすると、萬葉歌でもですね、 考古学の資料から言えるようになってき を整備しているんですね。そんなことも 特に交通とか軍事とかそんな関係の施設 も聖武の時にですね、地方の重要な施設、 鈴鹿関の発掘調査とかを見てると、どう 破関の調査とか、あるいは最近実施した いなぁと思ったんですけども。それは今

十四・五歳から作ってますが、この行幸 はい、たしなんだ。家持は歌を

ですか? あくまでも出発点としての位 の歌の世界に影響するってことはないん ているということが 時期に位置していて、この行幸と重なっ 時は家持が本格的に歌を作り出してきた 行幸に家持が同行したことが家持

にはとても面白いんですけど、そうは 言うようにうまく符合したなら、 けども、記録としては天平十五年まで飛 京で。恐らく無いことは無いんでしょう なってないというか、そうかもしれない なって、このように家持が歌い出したと んでしまうのです。これがきっかけに 十四年に歌があってもいいんです、 ね。先ほど言いましたように天平十三年・ 出発点、そういう位置付けです 図式的 恭仁

なるほど。考古学の世界では、

となんですよね。 のところ資料がないから難しいというこ

が聖武が意図した以上に、現地に種々 **廣岡** そうなんです。ただこの聖武行幸 ものをもたらしているっていうのは、面

残っている。最近は養老の多芸ですね、 かったんです。ところが行幸してくれた ありますけれども、本来、 白いことですね。 あそこも聖武が泊まっていますが、 おかげで、点々と王権に関係するものが そうなんです。 伊勢も伊勢神宮が 地方にすぎな

場所はどの辺ですか?

らしき遺物が出てきてるんです

字名があったり、遺物に丁度八世紀頃の どの所ですね。小字名も戸関です。 土器が出てくるんです。 遺跡があり、南門とか東門とかそんな小 養老町の中央、養老駅の北一キロ 戸関

それが多芸に泊まった場所であろうと言 街道の通る一角に戸関遺跡があります。 えるようになってきました。 そうですね。旧道沿いの推定伊勢 山へのとっかかりの所ですかっ

材料になっている、そういう意味がある ていて、それがこの地方の歴史を考える 古学から見ても色んな遺跡を残してく 的に意味があるのは勿論ですけれど、 廣岡 面白いですね。この行幸は歴史学 んじゃないかと思うんです。 考

廣岡先生に一つ質問を。 家持の

ど、志摩の海人、真熊野の小舟など、こ 負をこの歌から窺えないかなという気が のはそういうものだったというような自 内舎人である家持がする。内舎人という 近い立場で歌を詠むというようなことを 常に近い人達が身分に関係なく、 見えるというような、言わば寿ぎの歌と 通っていく志摩や熊野といった所の船が 或いは国が平安であるために、頻繁に から船でやってくるような人達がいる、 言わばお上の徳を慕って遥か遠いところ れを久留倍で詠んでいたとするならば、 「みけつくに……」(6・一○三三)の歌、 しているわけです。 て人麻呂や赤人がやっていた、天皇と非 いうように理解できるのであれば、かつ 人麻呂調の感じがするのです。この歌な 天皇に

多くはないのですね。すぐ内舎人から離 らいました。 ということは、面白いですね。教えても ほど人麻呂的なものを家持が志していた と歌うその手法、歌い方の発想は、なる かもミケツクニと歌いマクマノノヲブネ と言っていることからも間違いない。し めていたことは「山柿の門にいたらず」 分学んでいるんです。家持が人麻呂を崇 **廣岡** 家持は、残された歌から見ますと、 山上憶良の歌と共に人麻呂の歌からも随 しね。 ただ、後々そういう詠歌が

聖武行幸と考古学との関係では、重圏文 山中先生に質問させて頂きます

思いを実行する、そんな形で出て来てる 定地に点々とある。これは若かりし頃の (七四〇) に再び重圏文軒丸瓦が行幸推

と思うんです。聖武行幸の天平

天武天皇の実績に対する意識があったの と同じように、 と、やはり壬申の乱の跡を聖武が辿った 聖武が意識的に難波宮を造ったとする て、見事に軸線も一致しているのです。 れは天武朝の難波宮の中にすっぽり入っ 合が知造難波宮事になって建設する。こおっしゃる通り神亀三年(七二六)に字 難波宮ですが、後期難波宮については 義について教えて頂きたいと存じます。 それが聖武の行幸先で見つかることの意 とはない。政教分離された瓦なんです。 す。ところが重圏文はお寺に使われるこ とお寺と両方に使われるタイプの瓦で 代表される蓮華文系の瓦というのは宮殿 た大事業なんですね。それまでの平城に 難波宮は、聖武が即位してすぐに行なっ れた瓦である可能性が高いのです。後期 わゆる後期難波宮の造成の段階で採用さ です。つまり重圏文軒丸瓦は聖武の、 軒丸瓦の問題を避けて通れないと思うん 重圏文を初めて用いた宮殿が後期 かなり初期の段階から、

> 思いはこの重圏文が象徴的に示してるの ではないかと思うのです。 のじゃないか。聖武の伊勢行幸に対する

聖武行幸と家持 《おわりに》

できるでしょうか。 としての歌が残されたとまとめることが 持にとって、 響を残した。と共に、若い二十三歳の家 幸は、聖武の意図以上に現地に大きな影 この辺りで閉じましょう。聖武天皇の行 のですが、予定時間が参りましたので、 廣岡 話はつきず、まとまりも付かない 歌の始発点に位置する記念

歴史の、奈良時代を代表する歴史上の発 じゃないかと。我々が知っている日本の 恐らくこの行幸時に既に準備されてるん だったと言うことを忘れてはなりませ も過言ではないと思います。 想が、この伊勢で始まっていると言って を制定するのも、いずれの事業・政策も、 や国分尼寺を造るのも、墾田永世私財法 ん。東大寺盧遮那仏を造るのも、国分寺 日本史の表舞台に立たせてくれた大事業 聖武の東国行幸は伊勢という地を

んですね。 ただ聖武は以前から意図していた 使って宮殿を覆う。こういう斬新な発想

とは全く縁のない画期的な模様の瓦を 造って、重圏文という独創的な瓦、仏教 ではないかと思うのです。後期難波宮を

というのはやはり注目すべきではないか

と思いますね。 したきっかけがここにあるんじゃない 山中 恐らく。それを決断し、 実行に移

> うか。ありがとうございました。この辺 あったと位置付けることができるでしょ 一つのアイデンティティを確立する旅で 聖武天皇にとっては、聖武自身が



書院)に掲載した。併せてご覧いただきたい。「と関す」というでは、紙面スペーン(上)、無削除版」を、「お編集委員会の許可を得て、廣岡義隆『行り、東側のでは、紙面スページ(上)

事記。研究

倫理学・日本倫理思想史三重大学人文学部教授、

12

遠山

『古事記』と「三重」

がりを持つ地である。『古事記』によれ ば、「三重」の名は、倭建命の神話に 出雲征伐の後、さらに東国へと向かう。 行天皇の皇子倭建(小碓の命)は、熊曽・ その途上伊勢神宮に参り、斎宮倭比売 向かうが、しかし宝剱を持たない故か、 戻って剱を妻・美夜受比売のもとへお 陸国に至る東国を平定し、再び尾張に から草なぎの剱を受けた建は、遠く常 建はそこでついに病に倒れてしまう。 あるいは長期に渡る戦いの疲れからか、 いたまま、さらに伊吹山の神を討ちに 重い足を引きずり疲れた体を杖に託し 三重県は、記紀の神話世界と深い繋 ものだとされている。 第12代景

煩野」(現在の鈴鹿山脈野登山辺りの山背のになった)といい、ついにその先「能 の一端を、ここに窺うことができるだろ 記紀の神話世界と深い繋がりを持つこと とはできないにしても、この三重の地が した地名の起源譚をそのまま受け取るこ といふ」と記すのである。もちろんこう は「かれ(そこで)、そこを号けて三重 重の村」での彼の言葉に際し、『古事記』 て大空に飛び去ったとされるが、この「三 麓)で死を迎える。建はその後白鳥になっ ねじり曲げて三つ重ねにした曲り餅のよ とくして、 女町辺り)で「あが足は、三重の勾のご た建は、「三重の村」(現在の四日市市采 いと疲れたり」(足が疲れて、

さらに、『古事記』と三重との関わり

事記』は、 大きな転換をもたらすものであった。『古 出そうとした宣長の『古事記』研究は、 そこに古の道(「清らかなる正実」)を見 事記』に記された言葉(「古言」)に注目し、 なかった。そうした伝統に対して、『古 『古事記』はほとんど顧みられることが 重されたのは専ら『日本書紀』であり、 び称される『古事記』だが、中世まで尊 今日、「記紀」として『日本書紀』と並 成果を『古事記伝』全44巻に結実させた。 出発した宣長は、その後半生のほとんど が、松阪出身の国学者本居宣長(一七三〇 という点から忘れることのできないの を『古事記』注釈の作業に費やし、その あはれ」論で知られる歌・物語研究から 一八〇一)の存在であろう。「ものの いわば宣長によって初めて古

> **『古事記』** 神話

長は、『古事記』のなかに何を見よう 典として確立されたのである。では宣

としたのだろうか。

とらえ方

たちがごく普通に思い描く神代史神話 たる我が国民思想の研究』)。しかし私 天の岩屋戸神話といったものであり、 は、たとえば因幡の白兎やアマテラスの 産物」であるとされる(『文学に現はれ めに朝廷によって制作された「知識の よれば、神代史は皇室の由来を説くた 点を形成したといわれる津田左右吉に いるだろうか。今日の古代史研究の原 代史はどのようなものとして読まれて 現在一般に『古事記』、ことにその神

識や発想という観点から、神話が論じら 等)。そこでは人間という種に共通の意 黄泉帰りとギリシアのオルフェウス神話 見られるという(例えばイザナキの命の 成する個々の神話は、『古事記』固有の 要とされたのかは不明なままである。あ を説くために、なぜあのような神話が必 溝があるように思われる。皇室の正統性 な〈おもしろさ〉の間には、越えがたい とされる目的と、 な想像力をかきたてられるのではないだ れているのだといえよう。だが、『古事 ものではなく、世界各地に類似の発想が るいはまた神話学によれば、神代史を構 ろうか。少なくとも、皇室の由来を説く たちはそこに、なにがしかロマンチック そうした神話の端的

特定の場所に比定するなど、神代史を歴 は人なり」とし、「高天原」を常陸国の 井白石(一六五七~一七二五)は、「神 史的事実の記述と捉えて合理的に解釈し 神代史は、儒教的な道徳を説くものと捉 えられていた。六代将軍家宣に仕えた新 一方、江戸時代の儒学者たちにとって

> 王依毗売は、継母とは同名の異人であっ母を妻とするが、白石によれば妻とした ならぬもの」という道徳的な「理」を示 弟の争いは、「とかく力は徳に敵する事 道徳的な「寓言」(たとえ話)であると 山(一六一九~九一)は、神話はすべて たとされる)。また岡山藩の儒者熊澤蕃 天皇の父鵜萱草葺不合の命は、自らの継 に解釈されることになる(たとえば神武 道徳に反する記述は、誤伝として整合的 示すもの」に他ならなかった(『古史通』)。 すものとされるのである(『三輪物語』)。 した。彼によれば、たとえば海幸山幸兄 そこでは、神代史に散見される一見儒教 たが、彼にとって神代史は「世の鑑戒を

| | 本居宣長の神話解釈

だという。これに対して宣長は、神代史 を神の事跡と捉え、そのことごとくを疑 で、それを恣意的に「説き曲げ」るもの 的原理を持ち込み整合的に解釈すること にさえ見える神代史の記述に儒教の道徳 すべて信」ぜず、一見不合理で荒唐無稽 やしき事をば、まことそらごとをとはず、 汚された心)と呼び、それを激しく批判 まさかしら」を「漢意」(儒教や仏教に 者をはじめとする「世の物しり人」の「な した。宣長によれば、白石や蕃山は「あ うに神代史を見たのだろうか。宣長は儒 では、これらに対して宣長は、どのよ

固有の世界を形作っている。私たちはそ

おいて『古事記』は極めて完成度の高い、

い洞察を認めることができるのである。 こに、世界や人間に対する、古代人の深 成しているかという点にある。その点に 位置づけられて一つの全体(物語)を構 眺めれば、個々の神話がいかに有機的に 記』神代史の特徴は、それをやや仔細に

> とされるのである (『玉勝間』)。 に満ち、「人のみじかき智りもて、しり は明確な「深きことはり(理)」がある のきまぐれによるものでもない。そこに 決して無秩序であったり、その時々の神 つくす」ことはできない。しかしそれは、 わざ・はからいである点で「あやし」さ そこに記された事跡は、すべてが神のし うべからざる「実の事」とする。確かに

うに、宣長にとって世の中の道理や人 らないとされる (『古事記伝』)。このよ 三貴子が誕生することにより再び「吉善 悪事」を経て、イザナミを追い黄泉へと 代の始の趣」にもれることなく具わって の道は、神代史の具体的な記述、 こそが、まさにそうした「道理」に他な 事」に復帰するという神代史神話の展開 禊ぎによってアマテラスをはじめとする 向かったイザナキがこの世へと生還し、 ら、イザナミの死と黄泉移りという「凶 よる国生み・神生みという「吉善事」か う。つまり、イザナキ・イザナミ二神に つぎにうつりもてゆく理」であるとい いる。宣長はそれを「吉善事凶悪事つぎ 人の道」は、神代史、とりわけその「神 る。彼によれば「世中のよろづの道理、 が、それは倒錯である、というのであ て神代の伝説を推し量ろうとしている う。人は通常、 神代を以て人事を知れり」と宣長はい 「人は人事を以て神代を議るを、我は 現在の自己を基準とし



研究が初期の歌・物語研究と一体のも たことを想起するとき、彼の 揺れ動く心を「もののあはれ」と捉え 来事や物事に触れつつ、喜びや悲しみに こうした理解を踏まえ、また宣長が、移 野覚明『神道の逆襲』講談社現代新書)。 にとって物語は、移りゆく時間の中で生 的に捉えようとするとき、それは物語と 時間の中を生きている。その意味で、 提出されている。私たちは、移ろいゆく 間のありかたに即したものとする理解が のであったことが理解されるのである。 りゆく日々の暮らしの中でさまざまな出 のと理解されていた、というのである(菅 きている人間にとっての真理の形その の生の真実は時間の中でしか出会えな の把握について、近年、それを私たち人 してのみ顕れるものとされるのである。 いう形をとらざるをえない。つまり宣長 い。従って、そうした真実をあえて意識 り神話という物語の具体的な展開に即 このような宣長の、物語に即した道理

相聞歌につ とは何か

三重大学人文学部教授、

14

武笠 俊

はじめに

本人は長く維持してきたのである。この 糸を寄り合わせて糸やロープを作る西洋 外と言えるものはごく少ない。三本の単 撚り合わてきた。注連縄も縫い糸も、例 考えてみたい。 あろうか。万葉集の相聞歌を手がかりに ような伝統はいつ頃まで遡りうるもので 文化圏とはまったく異質な文化伝統を日 日本人は、糸や縄は必ず二本のものを

紀郎女の相聞歌大伴家持と

ボーイだった。口説いた女性の中には彼 る人であるが、 大伴家持は万葉集の編者と目されてい 自他ともに認めるプレー

> がなかった訳ではなかろうから、和歌の 女性を口説くのは遊び半分という気持ち け名高い。郎女の方はともかく、貴公子 葉集巻四の、紀郎女との相聞歌はとりわ やりとりにも諧謔の気味が漂っている。 の誉れ高かった大伴家持にとって年上の より年上の人もいたらしいが、中でも万

わった。 紀郎女は歌二首を贈って彼の誘いをこと 紀郎女は安貴王の妻だったがこの時は離 ような歌で口説いたかは分からないが、 別して独り身だったという。家持がどの 大伴家持は二二、三歳、紀郎女は彼より 国に行幸した七四〇年前後と思われる。 は、藤原広嗣の乱があって聖武天皇が東 一○歳ほど年上だったと言われている。 二人の間で歌のやりとりがあったの

異なってしまう 支持する研究者の方が多いようだが、ど 女を本気で口説いているのですか」とい だから、「あなた次第」つまり「年上の ちらを取るかで第二首の理解もまったく たく異なる二説が対立している。前者を た後で」と「お会いした後で」の、まっ うことになる。古来解釈が分かれるのは、 した後で寂しくなるのでは」と言うもの いる訳ではありません。もしかして…… て後にも 逢はざらめやも(巻四-763) くして後に さぶしけむかも(巻四-762) ……で示した「かくして」の部分で、「断っ 第一首は、「悟りきって嫌だと言って 玉の緒を 沫緒に縒りて 結べらば あり 神さぶと 否にはあらず はたやはた

第二首の解釈が難しいのは、「沫緒に

極めて分かりづらいものになっている。 めに、紀郎女の家持の誘いを断る論理が 語句の理解が難しいからである。そのた 縒る(縒ったものがアワヨリ)」とい アワヨリについての万葉学者の意見

ない)。 **撚り方とは無関係なので、** 路結び」と理解する意見もあるが、 は、対照的な二説に分かれる(これを「淡 ここでは採ら

- 一、緩く撚ったもの(アワイ、アワと いう語感から)
- 固く撚ったもの(男女の仲をテー マとした歌だから)
- 維持していたら、将来お会いすることが は一となる。「一度断っても淡い関係を して」と解釈するなら、アワヨリの意味 第一首の「かくして」を「お断り

性なのだから「しばらく待ってください」 と言う返事は、 の「ありて後」も断った後となる。しか 釈が可能になるからだ。この場合第二首 あるかも知れません」と言う一貫した解 し、紀郎女は家持よりはるかに年上の女 非現実的であろう。

ならお断りします」と、年下の男の気持 強く撚られた糸のように、このあと幾度 でなければならない。紀郎女は「何度も するなら、二人の関係を象徴する糸は二 ちを見透かした返事をしたのである。 も会うことができましょうか。できない 「かくして」を「お会いして」と理解

どのような糸だったのであろうか。 一の解釈は成り立たず、「アワヨリは緩 女の要求を受け入れたのである。ならば 良く知られている。つまり、家持は紀郎 期間にわたって男女の仲にあったことは たいことになる。では、アワヨリとは、 く撚ったもの」と言う通説は成り立ちが この相聞をきっかけとして、二人が長

||_|「アワヨリ」とは何か

が撚り糸の基本であったのは、撚り合わ のが基本であった。日本で長く単糸二本 を、ヨーロッパでは三本を撚り合わせる のと、複数の単糸を撚り合わせたものが せた糸は男女関係を暗示するものという ある。後者の場合、日本では二本の単糸 糸の撚り方には、一本の単糸を撚るも

> あろう。 伝統的意識が強固に存在していたからで

である。 左に撚りがかかり、 心のごとく体のごとく撚り合わされるの がかかる。「緒」を男女の比喩と考えると、 と、この糸は真ん中から撚り合わさって 本の糸を堅く撚り二つの緒を近づける 本人はこれを「緒」と呼んだ。もし、 ふたつの「緒」が近づくと、糸は男女の 一本の糸となる。右撚りの糸なら自然に 一本の糸には必ず二つの端がある。 左撚りなら右の撚り

周知のことである。 と言い、男女関係の復元を意味するのは 逆方向に撚り合う。これを「撚りが戻る」 ふたつに合わされた糸は、元の糸とは

てゆくのである。 スを繰り返すことによって太く強くなっ 仲と同じく互いに絡み合うというプロセ 再び両端を合わせれば、長さは半分だが る。撚り合わされてできた一本の糸は、 度でもくり返しが可能だということであ より太い糸となる。日本の糸は、男女の ここで重要なのは、このプロセスは幾

編んだものように際だったコブが連鎖し の人々は「アワヨリ」と呼んだのである る。だからこうした糸の撚り方を、古代 とつである栗の穂の形とそっくりであ ている糸となる。その外見は、雑穀のひ 撚りを戻して作った糸は、一見すると

> だからお断りするのですよ〉と、家持の すぐに年上だからと捨てられたくない だとしたら、大伴家持と紀郎女の相聞も 誘いに巧みな比喩で応じたのである。 に強い結びつきになる。一度だけ会って、 一度深い仲になったならアワヨリのよう より正確に解釈できる。郎女は、〈男女は つの緒を何度も結びつけて作られたもの アワヨリが沫い撚りではなく、糸の二

「縄文の糸」として

表面に「縄文」を付けるために用いられ 縄文時代には、この撚り方の糸は土器の 性があったかは、分からない。しかし、 ヨリ」が万葉集の時代にどのような実用 一本の糸を繰り返し撚って作る「アワ

この土器表面に模様を刻印するための

本的な撚り方が、万葉集で「アワヨリ」 う。そして、 体にはさまざまな種類があり、その分析 と縄文土器と同じ模様が刻印される(写 ことができ、それを粘土板の上で転がす と呼ばれている。縄文原体は簡単に作る と歌われたものなのである。 によって縄文土器の編年的変化や技術的 土器の研究は飛躍的に進歩した。縄文原 真2)。縄文原体の発見によって、縄文 道具は、考古学者によって「縄文原体」 地域差などが解明できるとい この縄文原体のもっとも基

> 基本的な観念がすでに縄文時代に形成さ もっとも基本的な道具として用いられて 時代には土器の表面に模様を刻印する れていたことを示すものだと言える。 ものと考えられていたアワヨリは、縄文 いた。この事実は、日本人の糸に対する 万葉の時代に男女の堅い絆を暗示する

(むかさ しゅんいち)



【写真1】アワヨリと粟の穂



【写真2】縄文原体と縄文

15 TRIO No.11

合思想

元三重大学人文学部教授、日本中世史京都大学文学部教授、

16

勝山

橘諸兄参宮説話

という伝承(「橘諸兄参宮説話」と呼ぶ) を祈願するために伊勢神宮に参宮した 諸兄が聖武天皇の命をうけ、御願寺建立 中枢まで浸透していた。ここでは天平 神仏習合思想の形をとって、仏教はその の伝播を考えてみたい。 をとりあげ、神仏習合思想の伊勢神宮へ いたとみなされている。しかし実際には 一四年(七四二)一一月に、右大臣の橘 古代・中世、伊勢神宮は仏教を退けて

記事を引用しよう の天平一四年条に載せられている。その た伊勢神宮の年代記『太神宮諸雑事記』 この伝承は、平安時代後期に編纂され

天平十四年壬午、十一月三日、右大臣

編一、原漢文) とを始め企て給へり。(『神道大系』神宮 帰依すべきと。御夢覚むるの後、御道心 なり。衆生はこれを悟りてまさに仏法に 日輪は大日如来なり。本地は毗盧舎那仏 宣まはく、本朝わ神国なり。神明を欽仰の に玉女ましまし、即ち金色の光を放ちて をもって、示現せしめ給ふ。天皇の御前 に勅使帰参の後、同十一月十一日の夜中 よって祈り申さるるところなり。しかる 天皇御願寺建立せらるべきの由、宣旨に 橘諸兄卿伊勢太神宮に参入す。その故は、 いよいよおこり給ひて、件の御願寺のこ したてまつり給ふべきなり。 しこうして

現れ、神国ゆえに神明を仰ぐべきこと 夢枕に天照大神とみなされる「玉女」が 内容は、諸兄が帰参したあと、天皇の

> 平日記」を引用する形で収録されている 思想の影響が認められる。同様の記事は 帰依すべきことを告げたというものであ 舎那仏である」という理を悟り、仏法に く知られていたと考えられる。 ので、この説話は伊勢神宮に限らず、 ある『東大寺要録』にも「大神宮禰宜延 の帰依を勧めるなど、明らかに神仏習合 る。ここには神である天照大神が仏教へ す)は大日如来であり、その本地は毗盧 を説くとともに、「日輪(天照大神をさ 一二世紀前半に編まれた東大寺の寺誌で

説話の真偽

は、この参宮の記事が天平一四年のものまず明らかにしなければならないの

でこの記事の信憑性を疑う見解も出され 正史では確認できないわけである。 記事がみえる。つまり諸兄の参宮記事は 日には、伊勢国一志郡河口頓宮から大井 ない。ただ二年前の天平一二年一一月三 される天平一四年一一月にも滞在してい この後ここを都にし、勅使を遣わしたと ついで一二月には、山城の恭仁京に移り、 皇は前月におこった藤原広嗣の乱を避け とみなしうるかである。この前後の天皇 ることになる。 王らを遣わして、伊勢に奉幣したという の月諸兄を伊勢に派遣したような記事は る。しかし『続日本紀』をみる限り、 るため、伊勢・美濃など東国に行幸する。 の動向を追うと、天平一二年一〇月、

すでに明治四○年に、仏教史家の辻善

現れたため、状況は混沌とした様相を呈 示現について、 通説となっていたが、戦後改めて、 ぎないとした。そしてそれ以降、これが 景にしたものではなく、後世の虚構にす この記事に検討を加え、 するに至った。 きだと主張し、これに賛同する研究者も 卓氏などが諸兄の伊勢参宮や天照大神の (『日本仏教史研究』一巻)という論文で 之助氏が「本地垂迹説の起源について」 一定の史実性を認めるべ これは史実を背

によると、奈良時代にすでに垂迹説が成 は一一世紀からである。しかしこの記事 仏が個々の神に配当されるようになるの 成立するのは一○世紀以降、とくに本地 説がみられるが、こうした考えが明確に 三九号)。注目される論点は次の三つで えている(「天照大神=大日如来習合説を 記事の思想的な内容に全面的な検討を加 立していたことになり、時期としては早 ある。まず第一。この記事には本地垂迹 めぐって(上)」、『茨城大学人文学部紀要』 くに神祇思想を専攻する伊藤聡氏がこの こうしたなかで最近、日本思想史、と

う観念がみられる。こうした観念の確 天照大神と大日如来は同体であるとい かな文献での初見は、小野流の成尊が康 であると告げたことにみられるように、 第二。この記事には「玉女」が示現し、 すなわちアマテラスは大日如来

> 難である。 同体説はあくまでも萌芽にとどまって 身であることが含意されているだけで、 の段階では天照大神等が大日如来の化 介として関係づけられている。つまりこ 照尊)が、その名辞のもつ類縁性を媒 剛)、日本(「大日本国)、天照大神(天 法纂要抄』で、ここでは空海(遍照金 平三年(一〇六〇)に東宮の尊仁親王(の の同体説はそのままでは位置づけが困 いる。この点を踏まえると、参宮記事 ちの後三条天皇)に選進した『真言付

来の同体説も一二世紀初め頃までしか遡 号)。したがって、東大寺大仏と大日如 最初であるという(『平安遺文』 一四七八 寺には平安時代を通じて真言密教が浸透 う観念が前提になっている。確かに東大 仏 (毗盧舎那仏)=大日如来であると らないことになる。 く、信頼できる文献では一二世紀初頭が した観念は奈良時代まで遡ることはな れる。しかし最近の研究によると、こう し、鎌倉期には大仏=大日如来観がみら そして第三。この記事では、東大寺大

り、妥当な推論というべきであろう。 みるべきであろうとされる。あげられて いる根拠はいずれも説得力に富んでお しがたく、その成立は一一世紀後半頃と 到底奈良時代の天平年間のものとはみな 「橘諸兄参宮説話」はその内容からして、 以上の諸点を踏まえて伊藤氏は、この

観念は、日本が大日如来の本国であると

もたらされたとみられる。ちなみにこの

この天照大神の国主神観も同時に

いう考えを前提に、天照大神は大日如来

二 天照大神としての

兄参宮説話」、ひいてはその思想的な内 ない。この習合説には天照大神は日本の 神宮に伝えられていたとしなければなら 容である天照大神と大日如来の習合説も 平日記」に載せられている以上、「橘諸 (一一〇四) 二月である。とすると、「延 た人物であり、死去したのは長治元年 年(一〇九九)まで二禰宜の地位にあっ 田延平が作成に関わった太神宮諸雑事記 によれば、この日記は、内宮禰宜の荒木 禰宜延平日記」である。これまでの研究 時期に諸説がある以上、その手懸かりと 勢にもたらされたのであろうか。太神宮 宮にとっては外からもたらされた思想で 言密教界で成立したものであり、伊勢神 一一世紀末から一二世紀初めまでに伊勢 の異本であるとされる。延平は康和元 なるのは『東大寺要録』 諸雑事記が現在の形をとるようになった あった。では、この習合説はいつ頃、伊 う習合説がみられるが、この観念は真 天照大神と大日如来は同体であるとい すでに述べたように、この説話には に引く「大神宮

や神領の獲得において、 揮したのである。 ろう。そしてそれ以降、 の時期は一二世紀の前半にまで遡るであ たことをみるならば、伊勢における定着 念を広めつつ、神領の獲得に邁進して 葉、伊勢の神官たちが東国でこうした観 (『平安遺文』三一二一号)。一二世紀中 根本当宮御領なり」という発言である 中国すなはちこれなり。この国は惣じて て皇太神宮・豊受宮御領の故なり。葦原 した東国武士の「これ大日本国は、惣じ る。それを示すのが、神宮に神領を寄進 国主神とみる観念が定着したと考えられ 伊勢神宮において、天照大神を日本国 の国主神観とが結びつくことによって、 勢独自の観念と新しく入ってきた真言系 捉え方に通ずる観念である。こうした伊 神であるとみなすもので、国主神という 照大神は天下に君臨し、人民を加護する みなす考えが存在していた。これは、天 (『太神宮諸雑事記』長暦三年七月条) と 四方の人民は、みな皇太神宮の御宝なり」 日本国」の本主であるとするものである。 と同体であるので、その本国である「大 その当時すでに伊勢神宮には、「天下 大いに威力を発 この観念は布教 0)

(かつやま せいじ)

本主=国主であるという観念がともなう

三重の文化と社会

重県の研

意図していることも、 学の地域連携、 を行って研究成果を地域に還元するなど、 通じて地域の人々と交流し、また現地発表会 開設されている。同時に、 PBLを導入した特色ある大学院教育として 育むPBL教育を推進しているが、 では、学生の主体的な問題発見・解決能力を 行う文献型の研究も展開している。三重大学 として主に文献・資料をもとに調査・研究を に調査・研究能力を養うことができる点にあ 生が自らその地域に関する研究課題を設定 の市町村から一つを対象地域に選んで実施し 明らかにすることを目的として、 に考究し、三重県地域の文化と社会の特色を 度・地方自治・地域産業と経済などを総合的 今年度で9年目になる。本科目は、三重の文 科目「三重の文化と社会」がスター ているものである。 三重大学大学院人文社会科学研究科の授業 歴史・思想・社会・地理・環境、 ク型の研究に加えて、 ールドワークを行うことで、 2年前からは、こうしたフィー 地域貢献の一助となることを 本科目の特色は、 本科目の特色の一つで 大学院生が調査を 県内全域を対象 毎年、県下 本科目は 実践的 大学院 地方制 て厚く御礼申し上げたい 査対象地域とした。

る。また、

志摩市阿児町、 本年度は津市を調 紀伊長島町、 伊賀市、 鈴鹿市、 亀山

9月には現地合宿を実施し、受講生が各自の 各自の研究テーマや研究方法を明確にした。 としてジェネラルサーベイを実施し、受講生 研究発表を基本としつつ、6月には予備調査 昨年度までと同様、今年度も月1回程度の

院生が、 には成り立たないものであり、 賜った。本科目は、地元の方々のご協力なし 科目の円滑な遂行のために多大なるご助力を いただいた。とりわけ津市商工観光部産業政 関係諸団体や市民の皆様に多大なるご協力を 実施にあたっては、 掲載する研究報告である。 表や討論を経てまとめあげた成果が、 収集を重ね、 生・教員間の交流を図った。その後も、 研究の進捗状況を報告するとともに、大学院 策振興課の和田忍様には、ジェネラルサ イでの各課へのコーディネー なお、現地でのジェネラルサーベイや調査 独自に現地での聞き取り調査や資料 指導教員の指導のもと、 津市役所の各課の方々、 トをはじめ、 この場を借り 以下に 研究発 大学

科目担当教員

イエリ (人文学部准教授) ットマン

裕ら (人文学部准教授)

松阪市、

四日市市に続き、

市・関町、

昨年度までの香良洲町、

の消防署建設などが考えられる。 白山町のし 一) や久居市、 らさぎホ 安濃町、 (総合文 合併が 白山町

化センタ

を進めてい 津市 らの現実をしっかりと受け入れ、 各首長が「駆け込み事業」 ないかとい しまったことが大きな原因である。 姿と中核市 今後の津市! 0) 財政再建に向けて前向きな議論 かなければならな 住民の不安が根強く が目指すべ に手を出して き

るのは、 合的見地からの再配置が必要となって 提としており、 くる。合併後4年経った今日でも抜けな 旧市町村意識を払拭し、 30万都市にコミュニテ 体感を醸成するためにも「中核市」 指すことを提案し いずれも旧市町村の枠組みを前 図書館が11 今後は全体を見渡した総 あり、 新津市として 斎場が9つあ

満たすことになる。 権限を持 8000人ほど人口が増え 人以上必要であり、津 「中核市」 「中核市」になるには、 現在全国で41市が指定を受けていたを持つ都市として位置づける制度 とは政令指定都市に準じた 市 の場合 れば要件を が あ 30 と 万

ができる②福祉行政について県の関与 される。①保健所を独自に設置すること 「中核市」になると以下 直接所管官庁である厚生労 の権限が移譲

基金残高の推移(単位:百万円) 出所 津市財政課資料 35,000 30.000 25,000 20.000 ■特定目的基金 ■減債基金 15,000 ■財政調整基金 10,000

2002年度 2003年度 2004年度 2005年度 2006年度 2007年度 2008年度

特例債を発行する計画を立て、 あたり2事業の合計20事業を行なって 4年間で23 い財政状況の中で合併特例債は合併後 いくという取り決めを行なったが、 ので、 ・7億円しか発行されてい 今後は何が必要で何 市町村 必要 厳し

が不要なのかをしっかりと見極め、 望は開けない とは思うが、節約だけでは新市の将来展 リのきいた市政運営が求められ な事業へは惜しみなく投資するメリ 厳しい財政状況の中での判断である

合併前の駆け込み事業

П

いる。れて投資的経

費が極めて少

なくな

幅に削減されており、

義務的経費に押さ

に連動して歳出の普通建設事業費

が大

計画の

%しか発行されていない

。それ

07年度においては、当初

興味深い事実が浮かび上がってくる。 画と合併後4年間の実績を比較すると

ま

歳入の地方債が著

しく計画を下回っ

誕生したが、 日に2市、

合併前に策定された財政計

ない

ぼ半減した。

津地域においても20

月

6 町、

2村が合併し新津市が

に3232あった市町村は、

日現在で1

781と10年間でほ

了することとなり、

9

99年3月31日

(その後525億円に下方修正) のであった。津市は合併前に76

の合併 7 億 円

 ${
m I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$

に制度化された合併特例債は最大のも

誘導策を用意したが、

中でも

青

山

弘忠

行われると地域が

取り

残さ

れる

のでは

「平成の大合併」

が 2 0

9年度で終

津市の財政状況

にまで減少している。 下記図表が示すように、 われた2006年度には1 の2002年度に10市町村合わせて 2億円あった基金残高は、 合併が決まる 合併が行 1 億 円

とそれに併設された公民館や保健セン 一体何が原因なのだろう 美里村における庁舎の建て替え か? ·安濃町、

危険な状況にあると言える

国は合併を進めるため様

々

な

なる可能性があり、

津市の財政は極めて

赤字が続けば財政運営が成り立たなく

入で支出を賄えない状況にある。

今後も

な

基金を取り崩さなけ

れば単年度の収

度収支は2年連続で赤字になってお

前

歳入から歳出を差し引

いた実質単

働省と とができる。 度の導入により、 自立した分権都市に生まれ変わ これによって県 やり取り がで 財務の透明性が図ら の関与が る③包括監査 小さく るこ なれ制

津市の合併と財政

ていないが、 津市の総合計 市を目指 いただくことを希望す して ぜひ人口が増える魅力的 画では ζ Λ, 、中で今後 る ぜひとも

津

人文社会科学研究科社会科 (あおやま ひろただ)

政学

津市・三重県の研究 / 成果報告会

2010年1月31日(日)の午後12時半より、津市図書館視聴覚 室において、「津市・三重県の研究・成果報告会」が開かれ、学 部生4名、大学院生11名が、10ヶ月にわたる各自の研究成果を 発表しました。当日は、雨模様にもかかわらず地元の方を中心 として10名の参加がありました(発表者、関係者を除く)。学部生、 大学院生の発表に、地元の方々が興味深く耳を傾けてください

ました。調査に協力してくださった市の職員の方が、当日津市 市長・市議会議員選挙で忙しい中、温かい励ましの言葉をかけ に来てくださいました。地域に学び、地域と交流することの重 要性をあらためて実感した有意義な報告会になりました。なお 当日、報告書「津市・三重県の研究」(A4判)が参加者に配布さ れました。

5,000

町田俊彦(2006)『平成大合併の財政学』公人社

への付け 個人住 税 民 原

杜 強

担 あり、 は、 分配を意味している。応能原則につ る考えが一般的である。 る。それは累進課税制度を通じた所得再 人に多額の税負担を課すべきと主張す する応能説は租税の支払能力の大きい 課税されるべきと主張する。これに対立 共サービスから受けた利益に見合って ての応益説と応能説がある。応益説は公 配分の方法として応益説を重要視す からの受益より認識しやすいため、 地方税には租税負担配分の方法とし 所得再分配政策は中央政府の役割で 地方税には適切ではないと批判さ また、地方において公共サービス 国の提供する公共サ いて 負

応益原則とよく言われるが、 国税は応能原則、地方税は 地方税につ

かぎり、 着したかを正確に知ることができない とはできない。また、地方の警察・消防で、限界評価に基づいて税を徴収するこ 界評価)を政府は知ることができない 主観的な利益(人々の公共財に対する限 の利益は主観的なものであり、そうした 負担を求めることである。 金・手数料で賄うのは、応益性に適った 公共サービスの財源を税の代わりに料 図書館など消費量が人によって異なる 決めつけることは難しい。サいては応能説・応益説のいず などの公共財も、 などの公共サービス(純粋公共財)から る利益説は問題点を抱えている。公園・ 共財)からの便益に応じて税負担を求め 厳密な利益説の適用は不可能 利益が誰にどの程度帰 しかし、 れか一方に ービス(公 国防 \mathcal{O}

> ぎないと考えられる。 であり、応益性はそれに加味されるにす では、地方税の基本はあくまでも応能説 という批判もあり、こうした批判的見解 則に適う人頭税については、公平でない 益説による税負担配分の 分任の原則を利益説のなかで説明し、 課すことで、利益説に適った課税をする の価値に財産税(日本の固定資産税) 接に把握できないとしても、 が改善され、土地・家屋の価値が高まる 供するサービスが充実すると、 である。しかし警察・消防等、 る見方もある。とはいえ、負担分任の原 ことも事実である。 ことができると考えられる。また、負担 こうして、 一つととらえ 土地・家屋 生活環境 受益を直 地方が提 利 を

も考えられるが、フラット化による個の増大となっている。景気動向の要因ての増減率は20・9%であり、税収うち市町村税個人分は、前年度に対し 津市の平 らい 大幅減、 に 10 改革」を通して、 譲に伴う所得譲与税の廃止などにより 収の主なものは、地方譲与税が税源移 このフラッ で設定されていた。それが、 じて累進的に3段階(5%、10%、13%) 34億円から14億円に20億円 人住民税の増が明らかに見られる。 もともと、 個人住民税フラット化というのは、 かに評価したらよいのだろうか %で比例税率化されたことである。 地方特例交付金が定率減税の 成19年度の決算では、 住民税の所得割が所得に応 ト化は地方税改革の視点か 所得に関係なく一律 60 「三位一体 歳入の 0) 減

> 前年度と比較したところ、 円から3億円に8億円(75%)減となっ 補てん措置分の段階的縮小により11 たといえるだろう。 た。結局、津市の平成19年度歳入総額は、 財政状況はより厳しく 30 億 円 な 0)

に地方債の許可制度を見直したとしてへの超過課税は困難であろう。また、仮制限を緩和したとしても、現状では個人 までもない。これまでの中央集権的シスの分権の改革が必要であることはいう地方への国の関与を縮小するには、財政 けない。たとえば、地方に税率操作 はさまざまな難関を乗り越えな 方の歳入に関しては、国の関与が依然と 方にとってある程度の自主財源を得た フラット化による税源の増大が見ら とができる。まず、 効果について以下のようにまとめるこ テムは、決して現代国家にふさわしくな して大きいと言えよう。 た。言い換えると、現状においては、 れたことで、歳入が以前より厳しくなっ が、地方交付税・補助金の削減が実施さ るが、地方が支払った犠牲も大きい。 ラット化をはじめ、「三位一体改革」 津市の財政状況を調査等に通じて、 。しかし、 とえば、地方に税率操作権のなな難関を乗り越えないといい、財政の分権への道を通るに 地方の歳入面では、 歳入面に関する

地

地

の 保育施設で 建はいまだに遠い目標だといえよう。 状では少なくとも地方において、 に削減されたとの不満が地方にある。 財政再建が優先され、 はいえない。 も、地方は容易に地方債を発行できると 2 財政再建の立場から、 地方の歳入は大幅

財政再

現

国の

めなければならない。実際、課税最低限民税は負担能力に応じて広く負担を求 によって、地方税の性質は以前より応益し述べよう。例えば、住民税フラット化 つ応能課税である。 ト化しても、依然として累進的要素をも が設けられている以上、 見解もあるが、 的な色彩を フラッ が、前に指摘したように、住強めることになったという ト化の意義について少 住民税はフラッ

ると、 民は行政サービスに伴う費用を負担し、 を共同で分け合うと解釈できる。そうす は、負担分任原則は公共サービスの費用 えられるという意見もある。この意見で の面からフラット化は妥当な方向と考 きという 共同体の一員としても責任を果たすべ また、地方税には、地方公共団体の住 住民税には均等割があり、住民税 負担分任原則が求められ、そ

> 考える。 均等割に とは 低限より 平性と矛盾するだろう。以上で、 負担能力のない人にまで負担がおよぶ 最低限を最低生活費とみると、 この考え方が果たして適正な負担を導 とを示していよう。さらに、負担分任の 分任の考えに沿うも れる一般原則を といえども税である限り、 の原則について検討してきたが、地方税 ことになる。これは租税の一般原則の公 くものか否か問題はある。 得割の 負担分任の考えを徹底し得ないこ 低く設定されているの も課税最低限が 課税最低限は所得税の 無視すべきではないと のと考えられるが、 あると 租税に要求さ 所得税の課税 住民税は 地方税 は負担 課税最 . うこ

人文社会科学研究科社会科学専攻 (ときょう) 財政学

保育環境を検討する

П 実状津市における保育園

待機児童数と過剰入所

けるが、 理にすぎず、 ある。 数がある場合は相殺されていることで 問題が解消されているような印象を受 なっている。この数値からは、待機児童 る人への配慮を欠いている。 る。その第一が、津市内に待機児童がい ŧ, 三重県の2008年 ,ぎず、実際に保育園の利用を求めしかしながらこれは、数字上の処 合併した過疎地域の保育所に空き 実際には二つの問題が生じてい 津市は2001年から0人と の待機児童は43

園数は、 緩和で 所者に対する注意が不十分となり、 しれない。しかしながら過剰入所は、 めには仕方のないことだといえるかも 比べて突出している。過剰入所であって 園中25園となった。松阪市・四日市市に 津市の保育園の200 推進委員会や厚生労働省が、待機児童の 所定員が弾力化され、現在では、4月は る も、利用を希望する者の要望に応えるた そして第二の問題が過剰入所であ 2002年からの規制緩和で保育 また2009年秋に、地方分権改革 都市部に限り自治体ごとに基準を 5%迄に制限しなければならない きると決定した。これを受けて、 月以降は125%超でも構わな 公立では26園中12園、 9年の過剰入所 私立は28 死亡

保

育園

実状

少子化対策の中でなぜ保育園の統廃合なのか

南 泰代

と言わざるを得ない。 点から、保育園の定員緩和は問題が えたとも言われる。児童の安全という認可外保育施設33件である。認可園で 事故を含む事故の発生を増加させて の死亡事故は、認可園20件 型 20 件 の あ る観増

2 保育園の統廃合問題

が増し、利用を断念する事態も生じてい園が統廃合されることで利用者の負担 と を取り上げる における保育園の統廃合に関する決定 山地区の状況を確認した上で、白山地区 るからである。以下では、美杉地区と白 津市では、 いう問題を抱えている。それは、 この他にも保育園の統廃合 保育

美杉地区における保育園の統廃合

а

護者の負担が増大した。太郎生保育園での送迎であるため、遠くまで送迎する保は送迎バスがあるが、3歳未満は保護者た八知保育園に移された。八地保育園に 統廃合の予定はない 26.7%だが、他の園とは 要時間は10 は、送迎は全員母親が行って 年に廃園し、 美杉地区では、 ~20分である。定員充足率 児童は2園から遠く離 4 園中 2 園を 2 0 0 遠 おり、 ため、 れ

b 白山地区における保育園の統廃合

遠 園・白山保育園の総合センターに、保育 4 園、幼稚園 5 園を統廃合した結果、 白山地区では、幼保一体型の白山幼稚

Ι はじめに

少子化が問題とされて久しい。解決方

保育園問題を取り上げて、津市におけるを育てやすい環境の整備である。今回は法の一つは、多くの人々にとって子ども の一つは、多くの人々にとって子ども



うマンモス状況にある。 009年現在、 総児童数3 人とい

いるが、 においてマンモス化によって、保育の質迎の面で利用者の負担を増加させ、他方 5 地区では統廃合が行われたのだろう が問題になりうる。それではなぜ、 を断念した事例がある。このように、 その負担から子どもを預けて働くこと 未満は保護者が送迎しなければならず、 3歳以上用に通園バスが用意されて 児童の負担は増大した。 バスは地域を45分で回ることか 他方、 白 山 3 歳 送

Ш 政策決定について保育園の統廃合に関する

年 3 月、

町

0)

中

央 の

A養鶏場跡地が選ば

9億円 (財源は国

育長は、 ていた。 た、 迎バスを利用することで、白山町では、1996年 の跡地を建設予定地とした。 の幼保一元化方針、 ンモス化と送迎問題が指摘されたが、 的な保育」を行おうと、 して統廃合が必要であると答弁した。 当時は、 少子化の傾向、 9 町はずれの国立静澄病院 98年の議会において、 そして老朽化対策と 文部厚生の両省 統廃合を検討し 年前後から、 園で「効果 2 0 0 ま マ 教

> ため、 アンケ らに、 保育部の 的配置が必要と主張した。 情勢の変化で延長保育・ 教育法に基づき一本化で童福祉法、幼稚園は学校 めには統廃合による効果 一時保育が必要になった されたが、町長は、社会 合反対が多いことも指摘 にとどまると述べた。 どについて質問 その の議会では、 町長は、 その職員を得るた 町が行った3千人 統合ではなく併設 後、 別立て トの結果では統 保 2 幼稚部と があったの理由な 育 園は児 さ 2

童や保護者が統廃合によってどのよう 4 億 1 県補助金2億20 分に検討されていなかったと言える。 な負担を強いられるかという問題が十 に白山町町議会での議論においては、 で、まさに合併直前であった。 が決定された。津市との合併は2 円が町独自の基金) 2 センタ 0 03年6月に全会一致で統廃合 0万円、 ·完成は2 が予算として計上さ 残り2億7000 00万円、 0 このよう 6年1月 地方債 0 万

IV おわりに

22

む 中、 究課題としたい。 不足とが明らかになった。少子化が進果、児童や保護者という当事者への配慮 てやすい環境が実現するのか、 れると多くの人々にとって子どもを れた予算の中で、どのような支援が行わ 人々への適切な支援が必要である。限ら 果、児童や保護者という当事者 題と保育園の統廃合問題を検討した 市 子を産み、子を育てようとす の保 育 園に お ける過剰入所 今後の る

人文社会科学研究科社会科学専攻 (みなみ やすよ) 政治学

- 『保育制度改革の諸問題』
- ·清家篤·岩村正彦『子育て後の女性の再就報告書』No·96(子育て後の女性の再就報告書』No·96(子育て後の女性の再就
- 会の子育て支援』東京大学出版社、国立社会保障・人国問題研究所『少子
- 2008年版、ちいさいなかま社全国保育団体連絡会『保育白2002年

人権施策に

権施策」

につ

各保健センタ

あるが、

ては人権課が直

子どもの人権に関する課題

従

Ι はじめに

害に対してどのように対応するべきか。 侵害が後を絶たない。これらの人権侵 が、「いじめ」「虐待」等のような人権 今日、広く人権啓発は為されてい

行 かに さ 律」が20 国・地方公共団体、 権施策」を取り の策定に取り組んでいる。以下では「人 現在「津市人権施策(以下 重される津市を 権教育及び人権啓発の推進に関する法 身近な地方公共団体による施策である。 後、 そこで、 れる三重をつくる条例」・「人権が尊 三重県及び津市は「人権が尊重 施策の総合的推進を図る「人 注目したいのが国民に最も 0 0年に定められ、 つくる条例」を制定し、 上げて、 国民の責務を明ら その内容と課 「人権施策」)」 同法施

⑤高齢者、

以下では、

人権課

未

問題、

② 子 ど も、

また、

合

る上で、 に亘る。

の人権を中心として検討を行う。

は至って

いな

検討する時期に

${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$ 子どもの人権

学習課、人権教育課、中央保健センタ 子ども家庭課、子ども総合支援室、生涯 事業課は、医療助成課、教育研究支援課、 009年11月現在、子ども関連の

い平等で公正な社会の実現、②さまざ

「人権施策」は、①差別を生じさせな

П

人権施策の概要

点では充実している。 どとの連携の推進の5点を総合的方針 ことが重要であると考えることから、 を基本理念とし、①人権啓発の推進、 考え方が尊重される社会の実現の2点 まな文化や一人ひとりのものの見方 「人権施策」の対象は、 特に子どもの人権を尊重する ④ユニバーサルデザインのま の推進、⑤市民活動の組織な ⑥ 外国人、 啓発・教育の推進という ③女性、④障がい者、 基本理念を実現す ③相談·支援体制 高木 真清 ⑦その他と多岐 ① 同 和 おる。実地調査接統括を行って どから、 だ 十 では、 は においても、 拡大したことな 併により市域が 整理・分類した」 依頼して挙げて ことを各部局に 観点では何がで 来行われている てゆく為に、 本方針を実現し 基本理念及び基 ものであり、 もらったものを きるのかという ものから人権の は「人権施策の 分な対策を

ちづくり の充実、

②人権教育の推進、

としており、

「行政だけではなく地域住民がより積極 が得られた様に、 的に取り組んでくれれば」 動を担う人権課は、今後「司令塔」と ことが判明 して活躍することが期待される。また、 の意識向上を始めとして様々 行政に一任する しかしなが ら、 職

という言葉 な啓発活 0)

業、

に取り組むことも必要ではなく、地域住民が積極 地域住民が積極的に人権問題 ある。

援室である。現体制は、 ②児童虐待の防止、 2007年に設置された子ども総合支 子どもの問題を主に扱って ④発達支援等、 子どもの問題を多 ③家庭児童相談事 ①子育て支援、 る の



いる。子ども総合支援室は、近年では形で「子どもを護る」体制を形成しての連携体制も整え、人権課とは違った関である児童相談所や警察、NPOと を深め、年度より 虐待等に げ 図 、り の実施や、児童相談所向けの研修へも会の実現を目指して他市等との勉強会問題を未然に防止することが可能な社 b, ŋ 「児童虐待」および発達支援にも関わ 障がい担当等)との情報共有・連携を 当·教育研究所、特別支援教育担当、 保健センター 0 岐に亘って専門的に扱い、現在は子ど 部局(子ども家庭課・保育、子育て支援、 策定を検討してい 制定を計 の目線に立った「子どもの権利条例 今後は津市独自のモデル化を進め、 月 「子ども総合支援会議」を立ち上 「次世代育成支援対策推進法」 「津市次世代育成支援行動計画」 様々な問題に対応すべく他の おける事後対応だけではなく、 〇と連携してサポー 回定例で会合を続け、 「子ども」についてより理解 画 ·教育委員会、幼稚園担 同時に20 る。更に2 0 5 年 県の機 してお 施

は臨時職員である。用、家庭児童相談! 成さ る。 外 同支援室が現在直面して 現在、 家庭児童相談員の3 れてい の児童の問題と人材 保育士4名を含む14名で構元童の問題と人材の不足であ るが、保育士の2名は再雇 名の雇用形 11 る課題は、 態

参

る。

IV 今後の施策について子どもの人権をめぐる

する熱意を十分に有している。 必 い点 も総合支援室は「子どもの人権」に対 な問題にもかかわらず、 フ不足が挙げられ、 は、現 要である。 段階 ②子ども総合支援室は 人権課 しかしながら、そ が現状 早期の 八を把握していな八権施策」の問題 人権課・子ど 問題解決が のよう スタッ

保護者が 目 子ども あり、 の連携強化が必要である。その為には、能ならば、NPOや地域住民との一層 べきか検討するなど、人権課が強力な目を調査し、市として特に何を優先す 職員研修ではなく、 職員に対しても人権意識の一 り当事者である子どもの声を汲み上げ 会等を活用して人権講演やPRビデオ が必要である。そこで、 について認識を深めることが不可欠で 市民が地域住民として津市の人権問題 の分類を行っているからこそ、列挙項 むNPO等での が求められる。その為には、 る方法を検討する必要がある。加えて、 上映等を実施できないだろうか。また、 ついては予算等の関係から増員が したがって、 線に立った検討が必要である。つま ダーシップを発揮すること、 人権に関する啓発活動の活性化 の人権施策については子ども 一堂に会する学校のPTA総 ①については事務事業 実地研修が有効である 人権問題に取り組 例えば多くの 画一的な 層の高揚 ② 13 不可 0

> となって努力することが必要である。 理念実現に向け、 と考える。 以上の事柄と同時に、 市・地域住民が一丸 基本

人文社会科学研究科社会科学専攻

(たか ぎ ますみ)

24

参考文献 ・影山任佐ほか(2007)「非行」 ・影山任佐ほか(2007)「非行」 ・加藤幸雄ほか(1994)「司法福祉の焦点」ミネルヴァ書房 ・川崎二三彦(2006)「児童虐待 現場からの提言」岩波書店 ・その他、津市・松阪市・四日市市・鈴鹿市・春日井市の各ホームページ

津市における成年後見の

濱地 正 巳

Ι はじめに

度の検討を行っていいるかをリサーチし

Ļ

今後の成年後見制

いく上での

素材とし

び地方自治体の重要な責務となっていいま果として、成年後見制度の利用可能性要インフラの一つになった。そしてその要にとを超えて、社会福祉制度上の最重 る。 後見の社会化」と呼んでいる。 今 が施行された。そして、 法が施行されると同時に、 2 や、単なる民法上の財産管理制度であ そして、このことを近年では 0 0 年 月 から新 、成年後見制度はに、成年後見制度の新しく介護保険 「成年

O普及についてどのように取り組んで そこで本稿では、津市が成年後見制度

たい

П 申立件数の審判の

1 5 6 4 合計で24,988件となっている。 任意後見監督人選任事件)の申立件数は 件の た全国の市区町村長申立件数につい (後見開始、保佐開始、 年間における全国成年後見関係 件である。 か 、補助開始及び 20年3月まで てま

方、 平成19年の 津家庭裁判所管

関す 部は ついては津家庭裁判所管内では12件ととなっている。市区町村長申立件数に なっている (全国比0・8%)。 (津支部は 支部は23件)、 後見開始等の件数は237件 る法律関係は7 72件)、保佐開始等の件数は 21 件)、 補助開始等 また任意後見契約に 件 (津支部は3件) Oが件数は43件 (津 津支

......

12 加傾向にあるが、 これらの申立件数は、全国でも津支部 お いても、平成12年以降、 立件数は比較的少ないと 津支部のとり いずれも増 かけ市区 いえる。

Ш 成津 **瓜年後見事業** 作市における

ど進んでいるかをみていくには、成年後 が重要である。 0 見制度への支援体制の整備等、 ング調査を行 さて、「成年後見の社会化」がどれほ 程度行っているのかをみていくこと この点につき市にヒア 行政がど

津市の 取

成 ① 1 年後見制度利用支援事業 成年 後見等に関 わ る市 . О 事 業計 画

護の中に成年後見制度利田業計画」においては、高齢次高齢者福祉計画・第4即 や地域住民の意識啓発等に取り組んで種団体や組織間のネットワークづくり地域包括支援センターを中心とした各 推進を位置づけている。また、市では 平成 の中に成年後見制度利用支援事業の 21 年3月津市が策定し 高齢者の権利擁 期介護保険事 た「第

> 制 推 成 い 事業を掲げて |度の利用の促進、||推進」の対象の一つ 度の利用の促進、成年後見利用支援進」の対象の一つとして、成年後見2年度~24年度)では、「権利擁護の さらに「津市障がい者計画」 いる。

は制限されている。 施行)により定められて 用支援事業実施要綱(平成18年) を支援する制度も、市の成年後見制度利 費用の面で成年後見制度の利用 いるが、 対象者

②市長の申立てに関する事例

事業所、 得 市長の 祉関係機関など、 けておこなうことが多く、 場合には、市長に申立権が認められて るあらゆる人、 地域包括支援センター、 る。このような後見開始等の審判に係る 成年後見制度利用の際、 る 申立てについては、一般的には、 病院、 民生委員からの相談を受 専門職からの相談もあり 本人と関わる機会のあ 介護福祉施設 近隣住民、 親族がいな 福 11

件で 度で2 申立 ケ で、 成19年度で2件、 る。 ところで、 ある。 知的障害者の ・スが平 市長の審判の申立てに関する相談・ 件数にお 件、平成20年度で2件となってい -成18年度で1%においては、認知 身寄り 、平成20年度において1のケースについては、平 は、認知症高齢者 がな 件、 11 など 平 成 19 年 0) 理由 平 0

③ 津 市 の広報

行っていないとのう程度のもので、 見制度に関する広報は機会があれば行 ヒアリングの結果、 いないとのことであった。成年後 あまり積極的な活動は 今のところ成年後

> するより と考える 見制度の活用促進を図るため、 り一層の周知 ・啓発が必要である 市民に対

在宅介護支援センタ

津市に 社会福祉協議会 ある在宅介護支援センター

会では、 ている 受けて地域福祉権利擁護事業(日常生活 窓口となり、 自立支援事業) 地域包括支援センター 三重県社会福祉協議会の委託を さらに、津市社会福祉協議 の窓口相談業務も実施し の地域における は

3 行政以外の組織

5 ことも、津市における成年後見制度のさのような組織と行政との連携が強まる 見センター 関してさまざまな活動を行って 者等の権利を護り成年後見制度利用に やNPO法人三重成年後見サポ なる利用につながると考える 津市には行政以外に、 などの組織がある。 ・リーガルサポー 社団法人成年後 高齢者・障害 - 卜三重支部 いる。 ح セ

IV お わりに

が様々な理由で成年後見制度に関心を 津支部においても伸びの傾向は変わっ後見制度の利用は、津家庭裁判所管内の もち需要が高まっているからだと思う。 ていない。それは津市においても利用者 以上のように、平成12年度以降の成年 また、津市が成年後見制度利用支援事

> 携を図ってい 関わる申立権についての相談・ しては少なく潜在的な相談等の 各種の福祉サ いることが わ かったが、市 申立件 需 要数が連

に思う。 緩和されればより使い 財源の問題もあるが、このような制限が け 公的支援を行う制度があるが、 要支援者に対し成年後見利用に関して る対象者が制限されている。 さらに、申立費用の面でも、津市にはまだ多くあるのではないかと思った。 やすく 、なるよう 支援を受 確かに、

見制度を必要とする高齢者や障害者を る。種々の施策が充実されれば、成年 社会化」の取り組みが行われているが 層の政策充実が課題として残って り保護することにつながると考える。 以上のように、 津市でも 「成年後見の

人文社会科学研究科社会科学専 (はまじ まさみ)

家族法

を考文献

・上山泰(2006)「『成年後見の社会化」の進展と新たな立法課題―社会化の日独比較を含めて」青柳幸一編『融合する法律学』信山社、207~244頁。・最高裁判所ホームページ・最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況~平成19年4月から平成2年3月~」。http://www.courts.go.jp/about/siryo/pdf/seinen08.pdf(2009・11・22閲覧)・三重県政策部統計室編(2009)『平成12年刊三重県統計書』平成19年家事審判・調停事件管内別新受件数(資料 津家庭裁調停事件管内別新受件数(資料 津家庭裁判所事務総局「司法統計年判所(最高裁判所事務総局「司法統計年利所(最高裁判所事務総局「司法統計年利所(最高裁判所事務総局「司法統計年利所(最高裁判所事務総局「司法統計年利」310~31120円

る

田 中 貢

はじめに

た個人や家庭生活を送れ評価し、皆が生き生きと ができ、 その現状と課題を洗い出すきっかけとけるWLBの取り組みを調べることで ラ ことである。 イフ・ は、 ワ 人々が多様なライ ク 皆が生き生きと働き、 それを積極的に社会や企業が プランニングを選択すること ・ライフ この研究では三重県にお バ ランス れるようにする ・フスタ $\stackrel{\bigcirc{W}}{\overset{L}{\overset{B}{\overset{}}{\overset{}}}}$ 充実し ルや

П 三重県における労働環境

環境を見

ると、

昨

りに 1倍台な ている。最近これに連動し 率は低下 以降、 倍台を割り込み、 最近の三重県下 経 内 傾向を示し、 済状 0 して雇用情勢も悪化 9 況が 9倍と4年 昨 変して悪化 その後もず 年 10 の有効求人倍 - 11ヶ月ぶ 月の有効 してき 改善

> 長く(図 $\widehat{\mathbb{Z}}_{\circ}$ 全国平均値と同水準に止ま の所定労働時間数は全国平均値よりの状況は見えていない。一方、三重 1)、年次有給休暇取得率は、 つ て 三重県 いる

7 えなければならない が厳しい今改めて時間の過ごし方を考 や家族との時間が持ちにくくなってき これは残業とい いる現状が表れている。 う長時間労働で個人 社会の情勢

Ш 取政 り組み以府・地 方自治体の

み

三重労働局のと厚生労働省・

1

主な取り組

活 子会長)を設置し、 重 LBの推進に関する提言をとり の調和推進会議みえ会議」(鈴山雅 労働局では これらの課 平成20年度に 題に対応するために、 その会議において、 「仕事と生

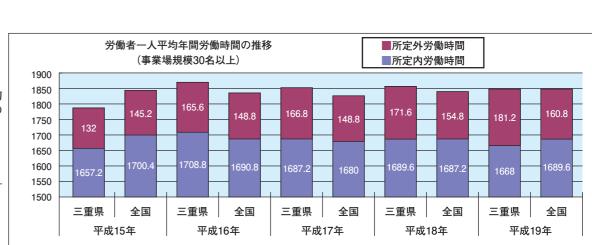


図1: 労働者一人平均 年間労働時間の 推移

出所: 厚生労働省 「毎月勤労統計

調査」

会ク **o** · ; 実 ラ 現 イ にフ 向 てラ

多様なライフスタイルやキャリアデ 「柔軟性」ではない それを認め、 と、これは働き方、 現するためのキ フ・ ワー かと考える。 生き方の ドは何かとい ランス社会を実 「多様性」 人々が

れのわまは正済

の意識の あるも ないのではないだろうか。 れを利用する実績がまだ十 女性の 高ま その制度の充実だけでなくそ 0 って取組内容に多少 積極的な活用にW を見出すことができる。 分とは言え り子 の違い いだれ 育て

みであ 企業が社員に意欲的に仕事に取り組ん 短時間勤務がスムーズに取得できない 中小企業においては、 を受容できる でもらうために不可欠な人事活用策で WLB支援は福利厚生施策ではなく、 経営者にとっても重要なことである。 なしで制度活用を進めていくことが ことが想定される。 直接影響が 大企業はまだ人的にも余裕があるが 介護休暇等をとろうにも代替要員 分でな 多様なライフスタイ ある場合、 い場合が多い。 そこをペナルティ なかなか休暇や たとえば育児休 るため 企業経営に ル や生き方 の取り

年次有給休暇の労働者一人平均取得

三重県 全国

平成16年

②市民や

企業

へ「暮

ら

面

か

ら支援

~けを行う

③保育・

学

童保育

介

護

サ

ビ

スの

三重県

働き

方

暮

ら

し方

を変える運

動を

平成17年

全国

ができることは北九州市の麻田副市長

ある。このことを踏まえた上で自治体

の言うように下記のようなことだろう。

三重県

必ず

しも持ち合わせていないところに

ンを起こして

いくであろう。

という意識、それが新しいイノベ

平成18年

難

労働条件に介入する強制権限

自治体でW

進を行うときの

体制がなく、

働き方に関する専門性を

全国

三重県

平成19年

3

利点と困難 ・

LBを進める

全国

方を元気にする

_

つ

0)

施策ではな

11

だ

う。

そ

が 思 変わることで制度に魂が注入され、 いるかを見るよいきっかけになったとみが地方でもどのくらい浸透してきて テ も三重県における現状を探ることで 歩を踏み出 5 今回の研究は津市だけに絞るに マが大きすぎたが、 地方自治体、 ・ライ · フ ・ すことができるだろう 地域の特性も考慮しな ランス社会実現への第 バランスへの取り 企業、 私は少なく 個人が自ら ワ

人文社会科学研究科 (たなか 人的資源管理論 みつぐ)

スワ 社 | けバ

9.5

9

8.5

7.5

全国

IV

企業経営とW

L B

平成14年

取り組んでいる主な企業の事例を津市の企業で比較的積極的にWL

企業で比較

查

「仕事と生活の調和推進会議

事業活動として掲

全国

自らが地域にお

11

て W

L

В

0)

モデ

平成15年

職場になる

図2:

取得

出所:

調査」

充実や職場にお

け

厚生労働省

「毎月勤労統計

がそれぞれさまざまな取り

り組みを行

P

はり

と働いている企業」知事表彰受賞企業

重県が支援している「男女が

き

11

き

載された百五銀行、 みえ会議」にモデル

オ

ムロン松阪と三

年次有給休暇の

労働者一人平均

②仕事と生活の調和推進事業におけ ①地域の特性を踏まえた提言・ め平成21年2月25日に提出 モデル事 その内容は下記のとおりである。 業の実施企業の選定 した 目標設定

26

④その他、 好事例の収集・情報の提供 仕事と生活の調和に取り組 三重県の = ズに応じて む企業

三重県・ 津市の 取り組み

である。 タイマ 介護休業制度、 を進める企業を抽出して表彰 などの項目について積極的な取り組 基づくポジティブアクション、 ている企業」三重県知事表彰制度がユ 津 市 って けたさまざまな支援 三重県では仕事と生活の調和実現に クである。 いる。 - の処遇、 0) 男女雇用機会均等法に これは三重県が育児・ 0) 次世代育成支援対策 取り組みの 11 2 ・援助・助成を きい す るも のみ

ない かをも 溜まっていく。「働きすぎはカッ り組む街として全国にアピー よだある。 人ががんばいれる」とい は少 も中途半端になることでスト 評論家勝間 な中 かと感じた。 堅のい がんばりすぎてしまう。 ような地方自治体が何がで んばること」 っと考えてい 二業に期待 特に仕事 11 地方自治体で 和代氏は 大都市 のか クでフ う考え方が根強く、 して b って レキシブ への美意識が LBに積極的に 働き れない。
ル津市の
取 は 「がんばれ る。 P. コ悪い」 がまんがま

力的な都市

津市の集客力の向上を目指して

呉 紅冉

はじめに

もに、 に不思議である。その後、勉強するとと 年ほどあまり変わらなかったことは非常 国人としての私の目で見て、 初に津市に来た時、服も本もろくに買え 重県最初の市で、全国でも数少ない市の とを少しずつ理解するようになった。 点として津市発展の妨げになっているこ あり県庁所在地でもある津市が、最近20 物に出て行くという話をよく聞いた。外 ないので、若者が四日市や名古屋に買い よって、「津市」となった。もちろん三 つである。私は中国から来日して、最 津市は明治22年の最初の市制施行に 津市の集客力の弱さが大きな問題 長い歴史が

П 日本の消費方向

あるが、 割を担っていると思う 分のための消費傾向、感情の消費傾向で の新しい消費方向は時間の消費傾向と自 の活力が都市の集客力の向上に大切な役 本の現在の消費方向から分析した。 であるから、 都市の集客力と消費活動の関係が緊密 その担い手は若者である。彼ら

> の消費」サ 潰すためにかなりのお金がかかる「時間 る。そして、カラオケやカフェなど暇を ビスの豊富さが「時間の消費」だと言え 会社のATMの利用など提供されるサ 言う手軽さやコピー、銀行やクレジット 段は安くはないけれども、 現在、ブランド品の人気は不況が続く 現在の日本では、コンビニの商品の値 ービス店も人気がある。 24時間営業と

であり、 どの、多くの見知らぬ人との間に一時の 持っている。 を追求する自分のための消費傾向を強く し」のイメージに合ったこだわりの商品 さえある。消費者とりわけ若者はブラン 現在でも根強いどころか勢いを増す気配 自分のための消費は個人的な消費活動 ージの高さだけではなく、「わた スポーツ、 コンサ - や演劇な

にまつわるサービスを扱ような新しい消 たし」らしさや「アイデンティティー 津市には郊外の大型店だけがあり、

> 展する可能性が低いと思う。 激的な低下が危惧されている。 う計画は大門の商店街の再開発を意味し の連続性が失われ、商業集積の魅力の急 が近年ます ている。しかし、今の大門には空き店舗 の中期基本計画では、中心街再開発とい 津市の都心と言うと、 駐車場になるケー が閉まったままの空き店舗だけでな 多くなり、 平成11年度の津市 スもあり、商店街 そして、 今後も発 シャッ

> > 28

まって友人とおしゃべりをしたりするよ 徒歩でブラブラ歩きまわったり、立ち止 通量が多いことは必要ではない。 大門地区には市役所や民間企業があ そのような一気に通り抜ける車の交 国道23号線が通るが、 中心街として むしろ

> ら、 とって、大門より津駅は近く便利である。 段が自転車や電車である大部分の学生に な現象は、津駅周辺地区が津市の中心街 た飲食店が非常に増えている。このよう すい。現在、 津駅の周りには塾や予備校も数多い 集める教育機関が多い 業発展中心街によりふさわしいのでは 周辺のほうが新しい消費傾向にあった商 いか。津駅の北方には三重大学、 だから、 津駅の周辺地域へ若者を引き寄せや 三重短大などのような多数の若者を やはり一番歩行量がある津 津駅の周辺に集客力を持っ し、普段の移動手 看護大 な

今の郊外型の大型店と津駅中心街の明確 津市の理想的な商業発展のあり方は、 となってゆくことの前触れだと思う。



Ш 津市の現状

だと言われるようになった。

一体感を感じさせる消費は「感情の消費」

費傾向にふさわしい店が極めて少ない。

(津駅前)

(津駅 2 階の店舗) IV ブランド化へ

から、 なり、 ポイントだと考えている。 いことが改善される可能性は少ない。だ 人口の少ないことの2点だと思う。 街の位置付けが誤っていたことと、 原因は、商業発展の中核となるべき中 今日本の社会は少子高齢化が激しく まずは交流人口を増やすことこそ 短い時間で津市の定住人口の少な 市の商業発展を制約していた 定住 しか

だろう。 気安く津市 されれば、周辺の人々が日帰り して一年中さまざまなイベント ユニークな祭り活動が掘り起こされ、 きくなるのではないか。 などの観光の後、 どが揃ったら、 のあるホテルや娯楽サービス、 数多い。だから、 観光では、津市を通過してゆく観光客は 温泉、伊勢神宮など、伊勢志摩方向への 力を入れるべきだ。津市には有名な榊原 の開発は交流人口を増やす方法として、 観光資源の利用とユニークなイベント へくる可能性が大きくなる 観光客は温泉や伊勢神宮 津市に戻る可能性が大 津駅の周辺に、センス さらに、 の旅行で 飲食店な が開催

品やブランド品の消費ブー

消費者

な差別化だと思う。

現在キャラクター商 ムは、

が、 商品と見なして、どのように加工すれば 展の好循環になる。つまり、 メージのブランド化を作り出し、 の商品、サ 催は直接定住人口を増やすわけではない 観光業の振興やお祭り・ 集客の過程であるとともに、津市発 ービスのブランド化と津市イ イベント 津市自身を 津市発 -の 開

ンストリ

トを形成し、そのおしゃれな

なければならない。そして、

ファッショ

津市の中心街には、ブランド品やキャラ

商品を扱うお洒落な店が立ち並ば

なんの驚きも楽しみもない。だからこそ、

扱っていたら、

いくら中心といっても、

中の商店街がどこにでもありそうな品をのだろう。それに対して、津市の真ん

大型店である「イオン」や「ヨーカ堂」 生活で着用する下着や靴下などは、郊外 が求めているものに間違いない。日常の

などで何とか間に合わせることができる

全体的なイメージで遠近から顧客を引き

は、 ブランド商品になれるかを考えること 現在の最も重要な課題だと言える。

人文社会科学研究科地域文化論専攻 (ご こうねん)

三重県における不況の

雇用状

李 恩

Ι はじめに

を遂げ、 しかし、 返して約10年ごと不況に陥っており、経力が失っていくと共に、日本経済が繰り 欠乏や市場飽和につれ、 は明らかである。 済発展のペースが遅くなるという大勢 初頭までは、 950年代半ばから1 いわば高度経済成長期である。 日本の経済が飛躍的に成長 0年代から、 経済発展の原動 労働力の 0 年

そ

年に景気回復して以来、5年ぶり再び不 済の減速をうけ、日本の経済は2002 況になった。特に雇用情勢については、 ライムローン問題を発端とする世界経 2008年10月にア メリカのサブ プ

> ほど影響を与えるのかを明らかにしな金融危機は三重県の雇用状況にど 支援活動の変遷を通じて、今回の世界 年度)の不況の比較及びハ 若年求職者である新規学卒者の内定取 うと思う。 2000年前後五年間(平成9年度~ 成7年度~21年9月) の雇用の悪化が一層に懸念されている。 り消しや外国人労働者の雇い止めなど 本稿は、今回の不況の前後五年間(平 と前回あっ 口 l

の 14 た

Π の雇用状況の比較前回と今回の不況で県内

有効求人倍率

求人倍率にみると、今回の不況で、

低下 受け、 にピークになってから、求人倍率は年々 に下回った。調べによると、 いときの0・54倍(1999)を大幅 均数値の約0・40倍で、前回に一番低 番低いときは今年4月から9月まで平 しており、 有効求人倍率は急激に悪化し 特にリー - マンショ 2 ックを 05年 た。

2

在の求人数は、前回の一番少ないときは17・237人である。つまり、現2009年4月から8月までの月平均 れる。有効求人数が年々悪化していると見ら 人である。有効求人数では1998度4月から8月まで月平均は7,109 2 年の月平均18,544人に対して、 平均7,147人に対して、2009年 か を下回る。そして、20 . っ た 1 009年9月現在まで、新規求人数と 009年4月から8月までの月平均 人の動き 998年度の新規求人数は月 から見ると、 05年度から 前回一番少な

求職の動向

超えた。 番多 する傾向にあったが、 年まで、新規求職者と有効求職者が増加 求職の 月の月平均はそれぞれ9,8 それに対して200 有効求職者は37,107人で 新規求職者の月平均は8,5 求職者の時期は2002年度 また、 02人で、今回は前回を大幅に 動きを比較すると、 1997年から20 増加のスピ 9年4月 前回 0 2 から あっ 9 0) 人と 6

> 者 は 2 0 できると思われる 増し、金融危機の影響という主因が指摘 が穏やかで、 2009年度の新規求職者と有効求職 05~2008年度に比べ急 自然に伸びたといえるが、

就職の動向

4

る。 度 2, 3 就職件数が多いが、今回の就職の状況は 増加率を無視することができない 懸念される。また、就職件数の自然的な 中身にはパー 事業を実施していたため、増加数値の の効果がある緊急雇用創出特別交付金 穏やかに増加していたが、「つなぎ雇用」 に月平均就職件数は1.952件で就職件数からみると、前回の5 前回より優れるとは言いにく 2ヵ月連続で減少し、それ以降の状況が れ、 なくないということが注意すべきであ 8月まで、就職件数は不安定な状況が現 8,240件から29,205件に年々 から2002年度まで、就職件数は 特に2009年6月から8月までの 今回の約5年間の月平均就職件数 06件より少な 2005年度から2009年 トの就職件数の割合が少 9 9 7 年 から、

5 支援活動

改善されるといれ 援活動が実施され る。 就職件数が増加し、 一回の不況とも、 う効果があったといえ た。これらの支援活動 求人倍率が 、つか の支

それぞれの支援活動を比べると、 今回

> 事実から見ると、景気が回復したと思わ 特別交付金事業」も「緊急」であるが、「ついるようであり、前回の「緊急雇用創出 自発的に雇用することに転換させると 求職者向けである。ここには、 れほど悪化しなかったということが示 れる。この側面で、前回の雇用状況はそ 別交付金事業」は2年後終了したという えられる。ところで、「緊急雇用創出特 程度は今回より、あまり目立たないと考 なぎ雇用」の効果を目指すため、緊急の 援活動は「緊急」という状況を強調して の支援活動は事業主向けが多いが、 う意味があるだろう。また、 ライアル雇用のような支援活動は 今度の支 事業主が 前回

Ш おわりに

今回の雇用状況の厳しさ

況は前回のより厳しく、21世紀に入ってくのかはまだ不明だから、今回の雇用状乗り越えたが、今回の不況はいつまで続 から、一番悪い時期とさえいえる。 況は前回のより厳しく、21世紀に1 動向、求職の動向はいずれも悪化して ることがうかがえる。前回の不況は既に いま県内における求人倍率と 求人の

物価下落のため、企業収益が悪化し、 安売り競争や外需の減少などにより、 人員や賃金が削減され、 2 県内における不況の雇用状況か らのヒント 00年前後の不況は国内商品の それに伴う失

> 継続している。 業が増加し した理由も今回の不況の背景として 雇用状況も悪化した。

> > 30

として、政府が表明したよう、 これから安売り競争が盛り上がる結果 に合うため、安売り競争が一層に激しく 低下すると、 ど喜んでいると思われるが、一旦価格が 年前後のようなデフレになる懸念があ なるという循環になる。今回の不況で、 費者にとっては、商品が安ければ安い のる ると思われる。 いう考え方があるから、 しくなり、買い手市場になって 安い商品の ため、国内の販売業も安売り競争が からの 更に安くなると期待すると 廉価な 輸入及び国 賃 金 消費者のニーズ 内の消費低 2 件 いる。 費 0 ほ消激迷

日本経済史

人文社会科学研究科社会科学専攻

おん)

9年)『雇用保険の早わかり』、『中働省都道府県労働局ハローワーク

- ・津公共職業安定所(2009年8月)『業務のために―事業主の方への給付金のご案内』のために―事業主の方への給付金のご案内』を開い安定のために―事業主の方への給付金のご案内』
- | ・津公共職業安定所(2009年10月)山崎浩一への聞き取り調査 | 2002年、2008年)『労働市場年報』 三重労働局職業安定部(2009年2月、8月)『労働市場月報』 | 8月)『労働市場月報』 | 8月)『労働市場月報』 | 1 日中尚則への聞き取り調査 | 1 日中尚則への聞き取り調査

三重県における

陳 林妹

Ι はじめに

華僑による本格的な日本社会への進出 を述べておきたいと思う。華人というの が著しく見られる。まず、 る。華僑華人の数が増えると同時に、新 末には9,993人と大幅に増加してい つあり、三重県においても、20 日本全国の中国人登録者数が増えつ いくつの概念 08年

直華僑華人総会 設立大 MOCA 第一期会長 蔡 義雄氏

> である。 年以降来日し、 しの在留資格を取得している人のこと る人であり、又は就労可能、活動制限無 に生活してきた者で、新華僑は1979 いうのは1979年までに来日し、日本 葉がしばしば使われているが、老華僑と 本に居住している中国国民のことを指 は日本の国籍を取得した者で、華僑は日 日本が中国、 近年、老華僑と新華僑華人という言 アジアとの経済協力、 永住権を取得し、定住す

理解することは、中日友好交流の文化的 展を考えると在日華僑華人社会を深く にとっても重要であると思う。 な面ばかりでなく、今後の経済面の交流 しかし、横浜や神戸におけ る華僑華

持っており、 かにする。(2) 華僑華人が直面して はまだ少ない。従って、 る問題を理解する。 とその課題に関して、 を中心とした三重県の華僑華人の現状 られるが、三重県についての調査や研究 社会についての地域的な研究はよく見 (1) 現状を調査し、 次の三つの目的を 本研究は、津市 明ら

さらに華僑華人の将来を考察する

社会の現状とその問題点Ⅱ 三重県における華僑! 県における華僑華

人

三重県の華僑華人の分布状況

がえる 偶者」 次で 最も多くて、2008年末現在1,939 ことと国際結婚率が高いことだとうか 無しの中では「永住者」と「日本人の配 まり変わらないと考えられる。活動制限 はないが、在三重中国人の分布状況とあ 含む華僑華人の分布状況に関する統計 これは「永住者」への申請が簡単化した 人で総数の22%を占め、四日市市がその 在三重中国人の分布で見ると、 1,479人(17%)、 ,057人(12%)である。帰化を の増加が著しくあらわれている。 鈴鹿市が3位 津市が

2 三重県の華僑華人社会の現状

る人が多くな 専門技量を必要とする業務につ 訳を見ると、専門・管理職などの高度な 労許可ビザを取った中国人は727人 た。なお、就労許可ビザの中では、「技術」 「人文知識・国際業務」、「企業内転 日本企業に就職した新華僑の職業内 就労制限無しで滞在する者をプラス の構成が著しく 0 2 年の 1, 2 1 新華人の数は2,437 08年末現在における在三重就 上昇して 人より、倍となっ いる。さら 人である。 いてい

三重県の新華僑華人の職業状況

が24%で第三位である。 技能を要する研究や教職に従事す 技能を要する研究や教職に従事する人第二位である。産業分野では、特殊熟練 従事する人が一番多く、 結果として、人文社会学科分野の仕事に職業状況の一端をのぞいてみたい。調査 科学分野に従事する人が28%強を占め 計資料がないが、華僑華人とも、 のであろう 活動範囲などはおおむね似通ったも 日本には華人の職業分布に関する と考え、在三重新華僑華人の 理・工など自然 日本で 統

国語教育の遅れ

対して、母語教室作りがようやく始まっ行っている。津市では華僑華人の子弟に ②あいまいな自我意識 教室を続けてほしいという声が高いたと考えられる。それについては、 で週に一回(土曜日)中国語の教育を おいては、三重大学の国際交流センター 知っている限りでは、現在、三重県に 。母語

人で、 生活に慣れている一方、 どについて、 れられて日本に渡った。 れ、或いは学齢期に達する前に両親に連 圧倒的に多い。彼らの多くが日本に生ま いる。この中には、新華僑華人の子女が 19歳の学齢期にある中国人が5 総数9,81 09年の『在留外国 2 学齢期こちらコー2008年末現在三重県には5 いやになり、 たきっかけで、 6 人の6%を占めて 中国の生活面な 大多数が日本の 帰国を望ま 9

4 華僑華人の子弟の教育現場

二世、三世は段々中国の伝統的な文化か ら離れていくだろう

Ш (MOCA: Mie Overseas Chinese Association) 三重華僑華人総会 の発展と今後の動向

OCAについて

準備が進められてきた」と2009年5 重華僑総会を再編し、三重県内の老・新 華僑華人総会を設立した。それは、 日華僑報により、報道された。 華人の一層幅広い団結を目指し、 4 月 12 日、 津市では三重県

占めて、 人で、 さ 日市市を中心とする30人の増員が予想 が多い。そして、多くの会員は津市や松 阪市に在住している。来年になると、 その中に、新華僑は77人で総数の79%を 人の男性と27人の女性からなっている。 れている。 現在、MOCAの会員数は97人で、 教授・先生や会社員、 老華僑は20人である。 主婦の割合 社長は21 四

華僑経営者を見ると、 業範囲が大きく異なっている。 者となっている。 また、新華僑会員の多くは会社員や教育 の変化が著しい。技術が高いIT産業に 経営者は8人と10人である。老・新で職 М О わるようになったこともうかがえる。 CAに属す る老華僑と新華僑の 中華料理や貿易へ 現在の新

2 日本中部華僑華人連合総会が成立 MOCAに対して、華僑華人の要望 L

32

とっても喜ばしいことだといえよう。 開する好機であり、日本華僑華人社会に 重県の華僑華人にはネットワ なるだろう。情報の交換などにより、 これから、他県の団体との関係も緊密に 三重県華僑華人総会は中部地方の華僑華 人団体との繋がりが強くなり つつある。 クを展

すべきであろう。 民法や福祉の知識を広げる取り組みを は、 く に、 法律知識、例えば結婚や相続などの 子弟の中国語教育のことだけでな 華僑華人ないし在三重中国人のため 方、今後の課題になるが、MOCA

IV 終わりに

察していこうと考えている 自我意識の調査についてさらに深く考 母語教育の現状と新華僑華人の子弟の ぼできたと思うが、これからその子弟の る華僑華人についての現状の把握がほ 調査により、 三重県特に津市に在住す

人文社会科学研究科地域文化論専攻 (ちん ŋ んまい) 社会学

- 人社会の変
- 年)『在留

天台真盛宗の

はじめに

戸伏

知子

Ι

光明寺の盛源律師の室に入り、11歳の時1449年(宝徳元)7歳の時に、川口 月、伊勢国一志郡小倭庄大仰郷に生れ、 真盛上人は、 盛上人によって広められた宗派である。 天台宗真盛派は、室町時代後期に真 43年(嘉吉3) 正

たのが 1 叡山 して、 名づ (文明17)、真盛上 と出会い、 る青龍寺に隠棲を 正2)のことであ 0) は、 をして「真盛」と に同寺で剃髪出家 人41歳のことであ 真盛上· けられる。 に上 『往生要集』 7年(寛 黒谷にあ ったの 感得し 人 19 歳 8 5 年 比

> の は、 1 は津市内において、 とは言え、現在残る天台真盛宗の寺院数 たのはわず の西蓮寺で入寂するが、教化活動を行っ 盛上人は、1 寺を再興し、伊勢国に西来寺を創建す る。翌年文明18年に、本拠地となる西 490年(延徳2)である。 かに10年間のことであった。 4 9 5 年 真宗高田派に次い (明応4) 伊賀国



ていったのかを、中世2番目の多さである。 みていきたい。 中世の安濃津を中心に どのように展開し

Ш

П 天台真盛宗の起こり

入って、 だらしく、 が、 る。 をはじめとして、 の布教が及んだのは天正期(1573 を受けたものはいないようで、高田派 田派真恵上人も伊勢の地に布教をした など様々な信仰があった。室町時代に 室町時代伊勢国においては、 592) 以降のこととされている(色 真盛上人と時を同じくして、 真恵上人は主として北勢に力を注い 1 9 7 3 寺院が多数開創されたようであ 安濃津のあたりでは直接教化 地蔵信仰や観音信仰 伊勢神宮 真宗高

伝えるも 信仰をよりどころとした佛法の集団であ るという(色井、 その信仰が天台大師、 ると、色井秀譲氏は述べている。そして 天台真盛宗は、 のとして天台の二字を冠してい 開祖真盛上人の人格と 9 6 7 ° 伝教大師の精神を

わらず、 盛上人は、 どに多く記されている。比叡山時代の真り、『後法興院記』など、貴族の日記な をするようにと弟子たちに遺誡を残して て不足にあうから、 は往生する際に、欲を起せば万事におい る その道を捨てた。 人は「無欲の人」と評されてお 出世街道を走っていたにも関 無欲清浄にして念仏 また真盛上人

中世安濃津における天台 真盛宗の展開 とその弟子たち 真盛上人

記』は記している。遠国の者で、来るこ りの数字になるだろう。 との出来なかったものを入れると、 真盛上人の葬儀にかけつけた徒弟僧尼は 那方が中心となり、西蓮寺で行なわれた。 おこなうという僧侶たちの意に反し、 の期間中に入寂した。葬儀は、西教寺で 300余人にのぼると『真盛上人往生傳 国西蓮寺において、 48日別時念仏会 (明応4 かな

のは、 勢射和蓮生寺に上人の命で2世として 人が は最後の盛音である。この人は、 蓮生寺2世盛音などであるという(西村) 生、 を創建している。 人の遺訓を体得し、布教救世に尽力した 数多くいる僧尼たちのなかで、 9 (天文6) 発願して伊勢山田に善光寺 善光寺開基盛俊、 西教寺2世盛全、 4 9 4 年 盛音の弟子の盛俊は、 うち、 (明応3) に再建した伊 伊勢国に関わるもの 上善寺開基盛信 同3世真恵、真 真盛上 真盛上

来寺3世盛品により30余年間に寺勢を興 たものが寺院となるなどしている。 わかる。なかには、 安濃津においては、 心に末寺が多く創建されて 末院₂0 (色井、 0余を数えるまでに至っ 隠居後のために建て 西来寺や成願寺を いることが

> (西村、 (天正10) 以後、 つまり真盛上人が生 寺院経済の確立をみたと 1 年 (元亀2) 織田信長 寺領を受け も堂宇のほ きて た。

して創立された寺院だったが、 ある。弘安寺などは、

| 天台宗 | 8 | 天台真盛宗 | 116 |
|---------|----|----------|-----|
| 高野山真言宗 | 2 | 真言宗醍醐派 | 20 |
| 真言宗山階派 | 1 | 真言宗御室派 | 7 |
| 浄土宗 | 34 | 浄土真宗本願寺派 | 20 |
| 真宗大谷派 | 20 | 真宗高田派 | 173 |
| 時宗 | 1 | 臨済宗妙心寺派 | 12 |
| 臨済宗東福寺派 | 2 | 臨済宗相国寺派 | 2 |
| 臨済宗興聖寺派 | 3 | 曹洞宗 | 32 |
| 黄檗宗 | 1 | 日蓮宗 | 5 |
| 日蓮正宗 | 2 | 本化日蓮宗 | 1 |
| 正法法華宗 | 1 | 本門仏立宗 | 2 |
| | | | |

単立 表:津市内 寺院数(三重県宗教法人名簿 H19)

原因となるために、堅く禁じられて るようになり、 この復興や維持が不可能となったため とんどが焼失するという事態になった。 の比叡山攻めのとき、西教寺 た頃は、寺領田畠等の寄附は公事闘争の 1582年

をひろめてきた。その後、江戸時代にはでは西来寺を中心として真盛上人の教えこのように、真盛上人の死後、安濃津

に真盛宗に転宗している。

真盛上人以前の時代に創立した寺院も もともと真言宗と 文明年間

> 廃寺となった寺院を復興するなどして 少傾向にあったようであるが、 は無檀無住の寺院が廃寺となるなど、 (『香良洲町史』)。明治初期の廃仏毀釈で の分布はこの年代に定まったようである 末寺が転宗するという事件が起き、 き続けていることがわかる。 その後、 現在 減

IV おわりに

また、 が多かった地域では、殺生をして 仏にすがった。また、漁業に携わる人々 頻発するなかで、生活していた人々が う規模の寺院数で、 ずであったが、津市内には、第2位とい がったのかもしれない。その中で2位と 極楽にいくことができるために念仏にす き続けている。 上人の教化活動期間はわずかに10年足ら 教間の争いが起こる時代に真盛上人は生 ているだろう。 いうのは、やはり高田派の存在が影響し いうことも影響しているかもし まれ、そして人々を教化してきた。真盛 以上、見てきたように戦乱や一揆、 室町後期という戦乱や一揆などが 高田派については、 一志郡から生れた上人と 現在にその教えは生 いても な 他に

人文社会科学研究科地域文化論専攻 (とぶし ともこ)

歴史学

真盛佛法入門—

(総本山西教寺、1967) ・色井秀譲 『真盛上人と西来寺』(西来寺、・色井秀譲 ほか編『訳注 真盛上人往生伝記』(・色井秀譲 ほか編『訳注 真盛上人往生伝記』

・山田雄司「雲出川)』みえ・まんなか学のすすが収、1961) 「歴史街道講演会記録集『水面をわたる道(安期の状況―」 期の状況―」 所収、1961) 西村冏紹「真盛宗史」(『天台真盛宗宗学汎論』

と都市」 と都市」 と都市」 と都市」

往来社、2007年所収(『都市をつなぐ』へ中世都中 所収) 研究13 〉新人物

П

戦国期安濃津地域におけ

る長野氏の動向

かし、 るのは 支配を画策して進出するが、幕府の命に 官職を押領して神宮と争うなど、安濃津 発給し、 安濃津観音寺宛てに諸役停止の免状を 0) 安濃津地域の関係が初めて史料に現れ より一時安濃津から退くことになる。し 後、 安濃津に新警固を課し、 長野氏は 3年後には伊勢神宮領安濃津代 4 5 (宝徳3) 本拠とする 5 5 (康正元) 年である。 長 野氏と 年

> 郷の公事に関する長野氏奉行人連署状 ると、高田門徒に対する用脚停止や津 身田・窪田の用水相論の裁許など 長野氏は安濃津地域の公権力として る。 11 たこ か

伊勢侵攻をはじめると、 との争いは続くが、 とが読み取 認識され、安定した支配を行って 的な対陣へと発展する。 ・垂水周辺で起こり、 一方で、北畠氏と 、永禄期に織田信長がする。その後も北畠氏こり、天文期には長期 0) 領域争 長野氏は織田 が安濃

安濃津地域の城館構成

北側の長岡丘陵に上 南側の半 田

津部田城・峯治城・渋見城、

行使で進めていった。大永・天文期にな び対立しつつも安濃津地域支配を実力 宮領垂水納所を押領するなど神宮と再 垂水城跡 応仁文明の乱の影響が伊勢国に及 11 さらに神 上津部田城址 Ш 安濃津地域支配は終焉を迎える に服従し、長野氏による戦国期を通じ 安濃津地域では、 砦跡 池の

上津部田・峯治・垂水城の縄張図は、津市教育委員会作成の 測量・遺構図(以下、津市図)をもとに復元的に作図した。 池ノ谷砦においては、2010/01/19 に現地踏査にて作図し、 道路等による破壊箇所は津市図をもとに復元的に作成した。

貴皓

中

JII

安濃津地域を中心に

域権

中

Ι

はじめに

常に少な は伊勢国 献史学的 は言えず、 7 年 北伊勢・南伊勢は着実に研究が重ねられ 郭研究においても当てはまる。 勢の国人領主である長野氏の研究は非 いるもの の三重県による中世城館悉皆調査後、 戦国期伊勢国の地域権力に関する文 い。このような地域的傾向は城 司北畠氏に関するもの 研究は盛んである。 特に長野氏の支配領域では の中伊勢においては十分と L で、 かし多く 中伊

> の検討を行い、 を明ら 津 では中伊勢の安濃津及び周辺地域(安濃 館を位置付け、 発掘調査報告書でさえ対 なされていない や城館の縄張りから、 のみとなっているのが実情である。 かにす を対象とし、 ることを目的とす のである。 戦国期安濃津地域の様相長野氏の動向と中世城館 検討するといった作業が 文献史学と城郭研 一定の地域内 そこで、 象城館の る 本稿 史料 検討 の城

砦を除く 期間が 城以外 維持され機能していたのである。 れらの城館は戦国期を通じて恒常的に 構が確認されている。そのうち、 陵に垂水城・池ノ谷砦の5つ 生活痕跡があることが判明した。こ 調査により、 15世紀後半 4城は発掘調査され、 城は調査後に消 から16世紀中葉であ いず れの城館も存続 滅し残存 上津部田 の城館 池ノ谷 遺

.....

長岡丘陵の城館

家中の できる。 さ 地支配を行って 峯治城を拠点とし志登茂川下流域 派遣され、 氏と長野本家の代官が、在地支配のため ていることからもわかるだろう。雲林院 兵部少輔并長野」に裁許をするよう命じ 用水相論において、 1 5 3 9 が築城・維持主体であると考えられる。 力であり、 や構造から、 体は詳しく の類似から同 れているが、 上津部田城と峯治城は、 権力構造を反映して (天文八) 年の一身田・窪田の 両者はそれぞれ上津部田城と Ⅱの成果をふまえると長野氏 わかっていない。しかし規模 土豪ではなく国人以上の勢 一勢力による関与が指摘 両城を築城・維持した主 いた。両城の関係は長野 室町幕府が「雲林院 立地や縄張 11 ると指摘 0) 在

城館の構造や立地をみると、掘成果をふまえたうえでこ 丘陵を伝って1 に配置されている。 に渋見城があり、 陵の北側に上津部田城・峯治城が、 では渋見城と両城の関係はどうか。 4 k お互い背を向けるよう 北側と南側の距離は mである。 のように各 丘陵上の Ⅱや発 南側 丘

IV

おわりに

長野氏は1450年代に安濃津地域

半 そ 治城は志登茂川下流域、 能していたと推測できる。 流域の が一つ 田丘陵の城館 れぞれ役割を担っていたのであろう。 在地支配の の城館群として連携しつ ための城館として 渋見城は安濃川 |津部田

縄張り ない 残る。 水城の 5, ず、 な るが 支配と境目防衛のために築城したとあ 置関係から、 維持されたと言える。 と対北畠氏の「境目の城」として築城・ たと考えたほうが自然であろう。 で垂水は長野氏の支配下に組み込まれ も示したように見受けられる。この時点 の支配に関与 て登場するが、 る。 らに垂水集落 攻撃を意識していることが読み取れ、 る。 野・北畠氏間の抗争に際して造られた垂 あることが推測される。 垂水城は、 0 縄張りは、 垂水城は長野氏により安濃津の抑え さらに戦国期を通じて北畠氏が垂水 15世紀前半 (米山2000)、 出城、 第一に垂水城の縄張りと立地であ 一方、 そして、 から臨時的 b 長野氏に関する史料はⅡで 北畠氏被官の垂水氏が在地 したという史料がみられ も丘陵に遮られ視認でき 垂水城周辺では確認され 北畠氏側である南からの 第二に垂水氏の動向であ しく付城と考えられる。 から北畠氏奉行人とし な性格を持つ城館で また池ノ谷砦は、 それには疑問が 垂水城との位 4 9 年 以上か

· の 長

つ機 ~ さ n がわかる。 の把握、 に安濃津 事的ピークには、長野・北畠両氏の境 文明期の軍事的ピークに長岡丘陵では て認識され、 天文期には、 0) 修が行われ 水城をはじめ、 目に陣城である池ノ谷砦が築かれ、 維持されていた。 と対北畠氏の 半田丘陵では、 地支配を行 上津部田城・ るまで実質的な支配を行っていたこと 戦乱にまぎれて実力行使により つの城館群として機能し、 志登茂川・ 支配を進めて その長野氏の支配において、 たも った可能性を示した。 神宮と対立 「境目の城」として築城・ 峯治城・渋見城が築城さ 安濃津地域の公権力とし 永禄期に織田氏に服従す 各城館もこの時期に改 垂水城が安濃津の抑え のと想定できる。 ついで、 中河原 20 安濃川下流域の在 しっ っった。 天文期の軍 つ文明年

> 滝川 城とな 戦 攻の仕置きと 国期安濃津地域の様相であ 永禄期には織田 なったものと考えられる。以上一益が請け負った渋見城以外は して一国破城令が (なかがわ 信長による る。 たかあき 出され、 伊勢 が 廃

大永

着実

間

人文社会科学研究科地域文化論専攻 歴史学

街道

『中世伊勢湾岸の湊津

)『都市を

一方、

美里村編(1994)『美里村史』上巻 美里村『荘園押領』について』『三重県史研究』 14間野友彦(1998)「伊勢国人長野氏による

·米山浩之(2000) 00)『垂水城跡発掘調査報告』

垂

伊勢湾

垂水 藤鴻 四天王寺(祖世) ② 地蔵院(中河路) ③ 円明寺(岩田) 上宮寺 ⑤ 報音寺 ⑤ 灯鞋堂 ⑦ 列弥花寺 ドウジュウ ⑤ 西京寺 ⑥ 松村興寺 ⑥ 浄安寺 雲出 この出典は、中世安濃津復元図(『中世伊勢湾岸の湊津と地域構造』 より転載。伊藤裕偉氏作図。)

移植は禁止という年齢制限が撤廃される ば、家族の同意だけで移植が可能になっ 意が臓器提供の条件とされていたのが、 場に立ったことである。二つ目は、これ 限って脳死が人の死と認められているの 改正のポイントとして挙げられている。 可決され、 器移植法」)の改正案が、二〇〇九年六 ることを認める条項が新たに付け加えら とともに、臓器を親族へ優先的に提供す たことである。また、十五歳未満からの までは提供者本人の意思表示と家族の同 を改め、脳死を一律に人の死と見なす立 一つは、現行では臓器を移植する場合に 月に衆議院を通過し、 「臓器の移植に関する法律」(通称「臓 人が拒否の意思を表明していなけ 成立した。次のようなことが 七月に参議院でも

米の一般的な潮流に乗ろうとしたものと がって、現行法が以上のように改正され 州の脳死法だけだと言われている。した 法以外では、アメリカ・ニュージャ 臓器移植をさらに推進しようとするもの 考えることができる。この改正は、その どうかを選択できる法律は、 死と見なす傾向が強い。脳死が人の死か と受け取られている。 ことによって、脳死状態にある人からの 欧米では、法律上脳死を一義的に人の 少なくとも法律としては、欧 日本の現行 ジュ

> 歳器移植法 |の 改正に寄せて

> > 今泉 智之

だから、

クリトンはどのように私を埋

ソクラテスは、対話したり議論を組み立

は

しようかと聞いているのだ」。ここで

リトンは、少し後で死体として見られ ラテスであるということを。むしろク

ることになるものが私だと思っている。

論の一つ一つを配置している、

このソク

私とは、

いまここで対話をしながら、

議

る。「私はクリトンを説得できていない クラテスは失望して、次のように答え すべきかをソクラテスに問う。これにソ

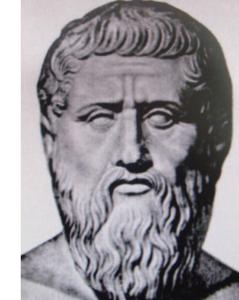
を紹介したい。それが、今回の改正が妥 簡単に答えを出せるものではない。ここ かりになればと思う。 当なものであったのかを考える際の手が では、この問題が議論されるときにしば しば引き合いに出される代表的な考え方 ては、言うまでもなく様々な見方があり、 脳死や臓器移植をどう捉えるかについ

その典型的な例としてまず、 身二元論であると言われることがある。 死と見なすことを認める背景にあるの 書かれたプラトンの『パイドン』がある。 『パイドン』は、 はじめに、欧米で脳死を一律に人の プラトンあるいはデカルト的な心 ソクラテスが処刑され 前四世紀に

> 幼なじみのクリトンの間で次のような トンが、処刑された後どのように埋葬 やりとりが交わされる。すなわちクリ るが、刑の執行の直前に、ソクラテスと、 る当日に何を語ったかを伝える著作であ

> > れを自分の本質と見なしている。そし そこに帰属する思考の働きであり、 てたりしているのは自分の魂、もしく

死



後の身体の扱いについては無頓着なので 世から去っていくと考えているので、 て、死後にその魂は身体から離れてこの

著されたデカルトの『省

もう一つ、

十七世紀に

なければならないというのが、

日本人の

プラトン ることである。 点で、大きな差異が存す 分的であり、 体はその本性上つねに可 神と身体との間には、身 第一に気づくことは、精 察』では次のように述べ たく不可分であるという は、これに反して、まっ られている。「私がまず 精神のほう / 実際、

〈典型的な欧米の見方〉

ほか身体のどれかある部分が切りとられ を理解するのである。そして、精神全体 うちにどのような部分をも区別すること がもたらす思惟する働きに存すると考え 規定した。そして「私」の本質は、精神 『世界の名著』)。ここに見られるよう るのである」(井上庄七訳、中央公論社 り去られるのではないことを、 ても、そのために精神から何ものかがと れるとはいえ、 が身体全体と合一しているように思わ るものであり、全体的なものであること る私自身を考察するとき、私は、自分の たんに思惟するものであるかぎりにおけ 私が精神を考察するとき、いいかえると、 にデカルトは、精神と身体(物体)を区 思惟することが前者の属性だと かえって、私がまったく一な しかし、足か腕かその 私は認め

> こで、 質を失っているのだから、死んでしまっ て脳死の状態に陥った人は、 質だとするならば、脳の機能が喪失し る。 この二人の見方が援用されることにな が人間の本質であると考えている。そ あるいは「精神」と呼ばれているもの ると、その人の身体から臓器を取り出 たと考えることができる。そうだとす の働きが脳に由来し、それが人間の本 あるいはプラトンとデカルトは、「魂」 しても差し支えはない。 大づかみにして言えば、 すなわち、 脳死や臓器移植を論じる文脈で 魂もしくは精神(心) ソクラテス 人間の本

〈日本的な見方〉

一九八五年八月に、 る重要な要素だとする見方もある。 これに対して、 身体も人間を構成 日航ジャンボ機の

その遺族が編んだ

墜落事故が起きた。

デカルト つかりま 改変)。「遺体がみ が、 引用されているの 知』(福武文庫)に 臓器移植・がん告 波平恵美子 『おすたかれくいえ ある。その一部が、 む』という書物が (表記の一部を 孫引きになる 挙げておきた 『脳死・

手にしたとき、亡き子を抱きしめたよう 文面の書かれた箱いっぱいのジュースを で訴えていました。……/わが子の、 仮安置所に並べられた百幾つかの棺は、 でしょう。あの子の一部なら、どんな形 けるために、何度、群馬を往復したこと けられ、涙が、ところかまわずこぼれて をつかんでいたのだろうと、 内で、この小さな右手は、いったいどこ た。 はさせないよ』と心の中で叫んでいまし 「ちびっ子VIP」のワッペンと、 でした」。波平は がかわいたら、天国で飲んでね』という れました。『健ちゃん、野球をしてのど 貼って(クラス中の子供達が)届けてく 五十本近いジュースの一つ一つに手紙を 球ができるね』.....。 / 『でもこれで、天国で大好きだった野 変わり果てた足と手の、わずかな部分。 がら開けて、見つけたわが子でした。/ 百幾つもの棺の蓋を、フラフラになりな 消去法で、何度も法医学の先生と検討し、 を、三回目の火葬にしました。血液型と のない足袋のような形をした皮だけの足 一日でも早く家族の許に帰りたいと無言 でも連れて帰りたい、と思いました。 きます。……葬儀の後、部分遺体を見つ ママは健といつも一緒だよ。もう一人に ありませんでした。でも『やっと会えた。 なイボのある右手だけ。顔も左手も足も けた一二三便座席一二Kと書いて ……あの迷走の三二分間、恐怖の機 『おすたかれくいえむ』 /四十九日忌には 胸が締めつ 小さ ある 骨

> どうかが、それ自体詳しい検討を必要と 身の関係を単純な二元論で考えていたか 門的に言えば、プラトンやデカルトが心 が報告されているのである。そもそも専 視する人も少なくはないと思われる。 絡的であろう。日本でも遺体の扱いにそ 死後の身体の扱いについては無頓着であ な身体観のどちらに共感するかを考える たかれくいえむ』から読み取られるよう プラトン―デカルト的な見方と、『おす 脳死を一律に人の死と見なす立場を批判 れほどこだわらない人もいるかもしれな めることを重視する、と結論するのは短 るが、日本では遺体を生前のままにとど 考え方の特徴の一つだと述べている。 一つの手がかりにはなるように思われる ことは、今回の法律改正を評価する際の、 する問題である。しかしそれにしても、 いし、欧米でも死後の身体のあり方を重 しようとする動きが表面化していること もとより、 たとえば現在アメリカにおいても、 以上のことから、 欧米では 実

(いまいずみ ともゆき) 哲学・倫理学 八文学部教授、

の内容を分析し、遺体は「五体満足」で

37 TRIO No.11

皆様にはまず心からお礼申し上げたい。 だいたので、これが三重大学に赴任して 大学院で在外研究を行った。これより五 米国ニューヨークにあるコロンビア法科 を許してくださった三重大学人文学部の れるなんて、寛大な大学ですね」と言わ ているのに、また留学するのを許してく ライトの面接のとき、「五年前にも留学し から二度目の在外研究となった。フルブ プの助成を受けて在外研究をさせていた ロンビア法科大学院で安倍フェローシッ フルブライト研究奨学金をいただいて、 昨年度(二〇〇八年九月から)半年間 二〇〇三年の半年間にも同じくコ 本当にこのような在外研究計画

Military Commissions(軍事審問委員会 米国の法制度が対象だったので、現地で 特異な制度であり、 時のブッシュ大統領によって設置された に有意義だった。 調査・研究をすることができたのは非常 れて存続している。まさに現在進行中の これは二〇〇一年九・一一事件の直後、当 ロリストを審理するための制度)である。 いわゆる「対テロ戦争」で捕捉したテ フルブライトに申請した研究テーマは 現在も修正が加えら

振り返ってみれば、昔は国際裁判の判決 海外の情報を入手するのが容易くなった。 が大学院生だったころと比べても格段に 現在はIT技術が進化して、確かに私

「外国から学ぶ」と

洪

恵子

識別するかの能力が問われるのであって、 究ができる環境になったと考えるのは早 何カ月もたってからであり、そう思うと、 そういう意味では現在もなお日本の研究 中から、いかに価値と意味のある情報を (そのほとんどは外国語で提供される)の は玉石混交なのであり、その膨大な情報 に、ネットを通じて世界を駆け巡る情報 計だと思われる。よく言われているよう の研究者が西欧の研究者と肩を並べて研 ように見える。 ほど劣らない研究環境が整ってきたかの の「量」という点では西欧の研究者とそれ なんと現在は便利になったことか。情報 日本へ到着するのは判決が出されてから は一部の大学の図書館にしかなく、また 一つ読もうと思っても、そもそも判例集 しかし、だから今や日本

者の抱える課題は深刻である。

日本の若者や若手研究者の関心が相対的 倍フェローシップ・フルブライト奨学金 の両方とも米国に関連する助成であるが、 が減る傾向にあるということである。 特に若い人たちの間で米国への留学希望 会を得ているが、最近よく聞かれるのは 米交流のシンポジウムなどに参加する機 プやフルブライト交流計画に関連する日 なことから帰国後も、安倍フェローシッ 参加することを目指している。このよう 成を受けた者がより広いネットワークに の研究を発展させるだけではなくて、助 奨学金も、その目的として、単に個々 さて安倍フェローシップもフルブライ 安

> 留学・在外研究希望が急激に増えている にほかの地域に移った、例えば中国への ていると言える。 ということではなく、より一般的に外国 への知的関心の低下として受け止められ

> > 38

あり、 ビス、さらにテレビや映画、ゲ 身に関係なく人々が堂々と意見を述べて ていても感じることでもあるし、それは 傾向は減っていくのかもしれない。 とすれば「体験」としての外国を求める れ」とは言えないかもしれない。そうだ の娯楽などを見ても、外国(文化)が「憧 ても、食べ物、交通機関や宅配などのサ 問題が克服されており、日常生活におい 二〇一〇年の日本では、不況だとはい の違いを感ぜざるを得なかった。しかし いるのを見ると、社会の根本的な在り方 の高校生の生活はまるで映画のようでも リカを訪れた一九八二年には、アメリ れる。私が交換留学生として初めてア ある意味自然なことでもあるように思わ このような傾向は、日ごろ学生と接し も、すでにさまざまな経済的、社会的 ーシャルの洗練度に感心し、立場や出 テレビを見ればニュース番組やコ ムなど

ション・セミナー の授業がある。この授業では、各教員が ところで、 人文学部にはオリエンテ という学部新入生向け

外国を見習うべきという思考様式を採用 張を展開するときに、非常に多くの場合 ているテキストにおいて著者が自分の主 を久しぶりに担当してあらためて気付い 選択し、それを勉強してクラスに報告す 経営学)に関するテキスト(新書レベル していることである。 に、「外国ではこうなっている」=日本も たことがある。それは選択の対象となっ ることになっている。今年度、この授業 の書物)から学生が興味を持ったものを 選んだ社会科学(法学・政治学・経済学 すなわち、

外国での実行などを援用するということ は、とりわけ法学の分野では珍しいこと 自分の主張の正当性を確保するために

ではなく、 論的に十分に詰めて説明するのに対して、 化する際に、フランスがローマ法の伝統 ランス語の学習が必要なのは、日本法の 学の研究者にとって英語・ドイツ語・フ 母法の知識が不可欠なのであって、法律 とりわけ実定法の解釈をおこなう場合は である。明治ではなく現在になっても、 法の「継受」の結果だという歴史的経緯 法は十九世紀の開国の際の大規模な西洋 に依拠して歴史的に主張し、ドイツが理 法のこの特質は次のようにも表現される。 特質に因る要請があるからである。日本 れには理由がある。すなわち現代の日本 ある法制度の存在理由を正当 むしろ正統な方法である。

■坂本龍馬肖像写真(立位)

高知県立坂本龍馬記念館 所蔵

いつか書いたと思うが、竜馬の逸話に出てくる人権垣清治、このひとは鏡心明智流の達人で武市 。 ひどく 竜馬を尊敬し 江戸

「継受」の時代の日本人が国際社会と出会ったとき、

法が重要であると見抜いていたことは、坂本龍馬に

関する有名なエピソードにも表れている。

で竜馬に会ったとき、竜馬は檜垣の長大な刀をじろりとみて、「無用の長物だ。刀が何寸何尺長いからといって役にも立たず、偉くもない」を馬とおなじ寸法の刀を差料とし、後日その旨を竜馬に語ると、「ははあ、おれはこれさ」とで竜馬は懐からピストルを出し、一発、景気よくぶっぱなした。檜垣はおどろき、苦心と高にはないたいを手に入れ、三度目に竜馬に会うと、「おれはこんどはこれだよ」と、万国公法を見せた、という。

なお、万国公法とは国際法のことである。

司馬遼太郎著「竜馬がゆく(三)狂瀾編」(㈱文藝春秋・一九八八)一五〇―一五一頁。

他国の法に比した日本法のアイデンティ 価値を持っていると言えるだろう。 学ぶことは現在においてもなお根本的な 者にとっては、少なくとも法律家にとっ えている。また法技術の接近も進んでお 法制度の進展は自国にも大きな影響を与 世界的な法の統一も進んでおり、 ティでもあるといわれている (注1)。こ た」ともいえるもので、こうした外国法 される範囲で日本語により取り入れてき れるものをしかもすべてではなく必要と 代の要請に応じて、 れを生み出している外国の社会の実態を て、外国語を習得し、外国法、そしてそ のようなことを考えれば、日本人の研究 メリカ法の強さも見逃せない (注2)。こ とはいえ、社会の新しい動きに敏感なア り、明治時代の継受の対象ではなかった のような継受の伝統に加えて、最近では への対応における日本の手法の一貫性は、 またこの傾向は、「様々な国から時々の時 た比較法で正当化される傾向が強いと。 日本では諸外国でも採用して もっとも良いと思わ いるとい 外国の

経験していないことや、歴史や文化、 には、高齢化社会といった未だ他の国が 得ない。さらに現代の日本が抱える問題 で西欧に留学するというのはもはやあり 達成した日本にいる我々が、「熱い」思い 由で「外国から学ぶ」ことを選択したの 法の継受の時代の日本の法律家が、日本 であるなら、ほぼ西欧並みの生活水準を よりも優れている、見習いたいという理 もとより日本が開国した十九世紀後半、

> 多く存在する。しかしそうであってもな そもそも模範にはならないようなことも する知識が必要だからである。 も重要であり、それには正確な外国に関 用しない、意味をなさないとわかること 要であると思われる。外国のモデルが通 会の在り方が違うために、外国の経験が 外国から、又は外国を学ぶことは必

的に在外研究に出かけてほしいと願 文献一つならインターネットで探せる。 しかしこれからも日本の研究者が積極 スもある。わざわざ外国に行かなくても いうことは面倒なことも多いし、スト 確かに外国で生活したり、研究すると

人文学部教授、 (こう けいこ)

国際組織法

《参考》 http://www.jpf.go.jp/cgp/fellow/abe/guide/ http://www.fulbright.jp/grant/index.html フルブライト奨学金のサイ index.html 安倍フェローシップのサイ

時報八一巻二号(二〇〇九年)六〇頁。同「私と公―フランス法の視点から」法律 2 滝沢正『比較法』(三省堂:二〇〇九年) との連鎖』(成文堂:二〇〇五年)一九五頁。 所編『日本法の国際的文脈―西欧・アジア イデンティティ」早稲田大学比較法研究滝沢正「比較法学からみた日本法のア たはずだ。そして実際、多くの先住 これは不利としかいいようがなかっ 争させられることになったのだから、

白人主導の産業構造のなかで、

本の刊行に寄せて

年春に学位を得た後、その夏にキャ 内容は、二〇〇五年度に提出した博 におこなってきたフィ かけに、 の人びとから内容に関しておおむね 士論文を土台としている。二〇〇六 クによる人類学的な研究成果で、その キャンベル・リバーという町を拠点 本著は私が一九九九年以来カナダの ンベル・リバーにて博論のプレゼン **「承を得ることができた。それをきっ** 本著〈あとがき〉にもあるように ションをおこなった私は、現地 博論の出版をめざすことに ールド・ワ

ダ研究および漁業研究にて過去に優 ないが、私が目をつけたのは、カナ れた実績を残してきた御茶の水書房 まずは出版社を選ばなければなら

褒美」なのだろう。そう考えるよう

というのは、私にとって、一つの

ر ک

にしている

本著は、

カナダの太平洋側に

う一つはカナダ政の出版助成で、も だった。 ば、 O \mathcal{O} 府が毎年応募して だった。私にとっ 調達してくること そこには条件が にとりつけたが、 いるカナダ出版賞 どちらかをとれ 賞金である。こ り出版社と合意 あては二つあっ 晴れて本がだ 出 一つは科研費 あり、 版費用を ある方

晴れて出版となる。 てみると、両方をとることができた。 費であっても、採択率は四人に一人。 失敗。上記二つのうちとりやすい科研 が、最初のチャレンジは二つともに 続きをこなし、 しよう」と懲りもせず翌年も応募し そうだが、とりあえず「三年は応募 「狭き門」だから仕方がないといえば こうして私は面倒くさい申請の手 上記二つに応募した

ベル・リバーに通いだして一〇年目年は、私がフィールドであるキャン 奇しくも本が出版される二○○九

カナダ先住民と 代産業の民族誌 比西海岸におけるサケ漁業と先住民漁師による技術的適応 のフィー 立川陽仁著

せるというわけだ。

これつきあいが一〇年になる現地の とがあった。毎年恒例となった九月 著のなかに書いてあることだが、私の の契りをかわしたのだ)。これまた本 たのである(つまり擬似的な養子縁組 て私にインディアン名を授けてくれ、 先住民のあるチーフが、儀式にお のだが、私にはもう一つ記念すべきこ また私を公式に彼の親族の一員とし ルドでの体験は、アフリカや ルド・ワ ークの際に、 か

員として認められ だすことができて、 事欠かないものだっ 違った意味で、 かも彼らの親族の一 この節目の年に本を 分でも思う。 辛抱したものだと自 けたのだから、 ず一○年も通いつづ ルドとする同僚とは オセアニアをフィー それにも関わら だから、 苦労に よく

2008/2009「カナダ出版賞」

従来自給自足にもとづく生業活動に依存してきた 彼ら先住民にとっては異質であるはずの資本主義的なサケ漁業が、 いかにして彼らの〈日常〉や〈伝統〉へと変貌するのか。 フィールド調査にもとづく人類学的手法から例証した民族誌

●定価(本体5600円+税) 御茶の水書房

版されるのは、大変うれしいことな の節目となる。そんなときに本が出

答えの一端が記されている。 のなかには、私がたどりついたその の答えを探しもとめた。そして本著 あくまで彼らの生活世界の側からそ 漁船に乗り、ともに生活をしながら、 られたのはなぜなのか。私は彼らの われた近代化の波をうまく乗り越え 部の先住民が、 は、はたしてクワクワカワクゥなど一 くほどの人物になった人もいる。 派な企業家に成長し、白人も一目置 か、場合によってはそれによって立 関わりを維持している。それどころ 周縁においやられていったのである。 にいたるまで近代的なサケ漁業との カワクゥなど一部の人びとは、現在 しかしそんななかでも、 彼らの前にたちあら クワクワ で

と現状を検証している。本著のこの と近代的なサケ漁業との遭遇の歴史 wakw)という先住民を対象に、彼ら 住むクワクワカワクゥ(Kwakwaka)

ーマをもっと広い視野から眺める

つぎのようにいえるだろう。

「グローバルに拡大する資本主

されて Oよりカッコいい言葉としてもてはや を示す言葉として、かつての「国際化_ に広まった。そして「グローバル化」 てグローバル化の波に乗って世界中 絶対的な「正義」とみなされ、そし 前世紀の最後、とくに一九九〇年代、 ラリズムは「個人の自由」を標榜し、 リベラリズム」である。ネオ・リベ の二つとは、「グローバル化」と「ネオ 思想潮流についてふれておこう。そ 近年評判がガタ落ちとなった二つの その答えのあらましを述べる前に、 いる(わが校のホ ボーダ レスの世のなか

民はカナダに近代化がもちこまれた

白人や日本人と同じ土俵で競

からである。それなのに、彼ら先住 たく慣れ親しんだものではなかった また技術的な面における進化も、まっ たらす現金経済、

賃金労働も、

はた

とって、資本主義経済も、それがも に位置している。なぜなら、彼らに の潮流のなかで、

まぎれもなく周縁

模で拡大している情報、経済、

思想

とか「グローバリズム」とかいろい 先住民は、「近代」とか「世界システム」 ワカワクゥをはじめとするカナダの との関係」に関する考察だと。クワク 義経済と、その周縁に位置する人びと

ろ呼び名はあるが、そのような世界規

グローバル化に従順なロー 域性ではないとの同じで-は 書ける時代ではない、 の流れを前にして、 放しにされている状態である。 れる道具をもつことも許されず、 の不況に対し、みずからを守ってく しにされた個人は、この世界規模で のだ。こうして均質化され、 カル化」が引き起こされるが、それ をうすめ、世界の標準化、 豊かな「地域独自性」なるものは影 まざまな共同体が破壊されるなかで、 と結びつけて競争させた。各地のさ 剥きだしになった個人を唯一の市場 同体を破壊し、 省に付され、評判をガタ落ちさせた。 と、これら二つの潮流が批判的に自 容易にみつけられる)。ところがリ で活躍する……」というフレ 教育機関のホームページに能天気に れにしても、学術的なこうした自省 もたらされる。その後、再度「ロ んじがらめにしてきたさまざまな共 人から自由を奪い、個人を規則でが 一〇〇年に一度の不況にみまわれる マン・ブラザーズの倒産から世界が ネオ・リベラリズムは、かつて個 「グローバル化が進むなか、 テリヤキ・バーガーが豊かな地 バル化が進んで……」などと また、それによって 大学という高等 ということだ。 均質化が カル化な あくまで 剥きだ ーズは 世界

> ある。 はずの)「日常性」を復活させたので だった。つまり、近代化のうねりの 答えの一端は、ひとことでいうなら らしたのだ。 はずの「近代化」を自分流に飼いな ろいろな方法で (〈陸〉に特有だった なおかつ〈海〉という労働の場にい (親族) という共同体性を復活させ、 しまったものの、そこに再度クラン を特殊な労働の場として設定されて をすごす〈陸〉と対比させる形で〈海〉 なかで労働が個人化され、日常(余暇) 「(日常の) 生活と共同体を守ること」 ルド・ワークからたどりついたその たいいかにしてか。私が自分のフィ てきたわけである。では、それはいっ そして一部はそれをうまく乗り越え もっともっと早い時期から経験し、 クワカワクゥなどのカナダ先住民は、 ているまさにこれと同じ状況を、クワ の白人の財布や心にダメージを与え こうして彼らは、異質だった 現在われ われ日本人や欧米

れない を生き抜くためのヒントになるかもし れにとっても、 すぎない。でももしかすると、 したこの結論は、もちろん私が現地で カナダの先住民研究から私がもたら いろんなできごとの一つに ならないかもしれない)。 いまのこの厳しい時勢 われわ

『カナダ先住民と近代産業の民族誌 -北西海岸におけるサケ漁業と先住民漁師による技術的適応-

立川陽仁

(人文学部准教授·社会人類学)

三重の歴史と風景

- 三重県での先進的事例

民主党のマニフェスト等には、近代はじめに

る現代的平

県知事は各郡長(任命制の郡役所長開始されました。実施の十ヶ月後に、 法」と呼ばれるものでした。三重県でまりました。その根拠法が「地方三新 にも与えるべきである」と意見具申し重知は「県会議員の選挙権を女戸主 に関する近代三重県のいくつかの先女平等の市民的・政治的権利の実現す。このことは後述しますが、まず、男 えます 会・町村会が設置され、議員選挙が始 参加を認めることに 進事例を見てみましょう は、歴史的転換とでもいえることで 妻・子各個人を、社会保障の単位に代 も同法により公民男子による選挙が 一、自由民権期の女性の政治参加 会開設の前に、一八七九年初期民権運動の圧力で、憲法 います。その理由は、女戸主が納税 一)から地方自治の場で国民の政治 した。その回答で、度会郡長 した。その根拠法が 例えば、家族単位でなく夫 る政策等がそれです。これ の改善策等につき諮問 なり 、憲法制定、 「地方三新 明

的男女平等原理の限界を超えよう 理の一端がうかが 蔀の妻ツ 状況は未解明ですが、八〇年 ものではありませんで じつは、近世共同体では戸

を 大戸主だったと思われます。 当時女性 なの女性はいづれも地租納税者の でした。こ 書の総代は女性の黒田ちのでした。こ でした。こ 願書」(八七年五月二十九日)の署名者 修正之義ニ付請願」(八六年九月二十 菰野町)の大蔵大臣松方正義宛「地価 地価修正運動では、朝明郡小島村 の政治参加は「集会条例」等で禁止さ 日)の署名者一二四名中八名が女性で 民権運動で最も広がった地租軽減 。同じく総理大臣伊藤博文宛「請

納税の義務を果たしている以上同等に誕生しました。度会郡長は女戸主も 納税者を参加させることを基本原理 きであると主張したのです したがって、度会郡長 ある後

ていたのです。したがって、度会郡:家 (未亡人)が共同体の運営に参加 十三)の『伊勢新聞』(六月十七日)に の意見は、決して現実からかけ離れた 「此の細君を以て元祖とするか」と報 県内で女性の民権運動への参加 「雍風社」演説会に小学校教員佐伯 が、度々演説したとあり (現伊勢市)の演説結 (明治

権」獲得運動の発展大正・昭和戦前期の女性

・発展しました。高等女学 女性運動が急速に した。そして 校等

紀に入って政治的市民的権

西川 洋

二、明治憲法体制下で女性の公民権

者であっても除外されていました とされました。女性(女戸主)は納税地租・国税(年額二円以上)の納税者 村会議員の選挙資格は「帝国臣民で 方制度が施行されました。県会・市 |二||四月から市制町 悪法発布に先だって する独立の男子」で地方税 村制等の新

た。刑法の「姦通罪」は事実上女性だれ、財産権の主体から封門 憲法下では、女性の政治的権利だけ の出席禁止を規定して結社への参加禁止、二番 治民法では妻の財産は夫の ていました。九七年(明治三十)の明性の政治集会への参加禁止を規定し 「治安警察法」は第五条一項で女性 「集会及政社法」(八九年七月)で への参加禁止、二項で政治集会へ のとさ

筆で

「公民 推薦者を任命して から市)の被差別地区の区長・区会議 戦前期には実現しませんでした。 では四〇〇名の署名を貴・衆両 年に衆議院を通過しま きる成果として松阪町

実現・実践した数少ない事例といえことが多かったのですが、理念を自ら 当選者を区長に推薦するようにしま 員選挙での男女平等選挙の実施が 認めたのです は公的な制度ではあり この選挙権・被選挙権を満十 る「区会議員」(組長を兼任)を設置し、 し、四名が当選しています。区会議員 八)二月の選挙では女性五名が立候補 の男女に与えまし られます。区長は普通、地区から 心で、男女平等も理念だけに終わる 八歳以上の男女に選挙権を 同地区では区長の職務を補佐す ・目では、二八年(昭和三)からを任命していました。同町日野 した決定の場に女性の参加を 。戦前の た。三三年(昭和 社会運動は男性 んが、生 八歳以

いない制度の見直し

民権法案」(地方議会議員の選挙たままでした。しかし、「婦人公立しましたが、女性は除外され二五年に男子普通選挙法が成 参加、発起が可能になりました。改正され、女性の政談集会への 権)は、三〇年(昭和五)と三一 (現いが市)婦人会

し、貴族院で審議未了と否決のため、院に送ったと報道されています。ただ

が実現し、市民生活や勤労の場での撤廃条約・男女雇用機会均等法な

た中で、三重県社会運動の特 (三三年 業革命以後の近代社会の原理として題となっています。問題の根底には産子・高齢化が指摘され、その克服が課現在、先進国共通の問題として少 障の単位と なる限度額までの補助的労働のみをら、多くの主婦が扶養手当支給対象と 性の性役割の固定化 (専業主婦)があ 等の実質化も着々と進み始めま ることが指摘されてきま 男子 労働力の六○%が女性でありなが 仕組みの矛盾、女性個人を社会保

の労働者化の全面的展開と

担できる社会の形成のためには、男女 が現実の課題になって 平等理念を明確化した上での、社会制 男女平等で社会的経済的役割を分

場当たり的対応に終始しているよう内分裂?)であるため、個別政策でも男女平等理念の明確化が不徹底(党 があります。現在の民主党は、前提の度の根本的見直しが提案される必要

三重大学名誉教授

地理教育』六二〇号、二〇〇一年二月早川 寛司「ご先祖さまの自由民権運動」『歴史二〇〇九年 史編さん委員会『三重の女性史』

ら男女平等普通選挙が実施されま挙法改正で一九四六年(昭和二一)

た。政治的平等だけでなく、女性差別

お

わ

b

いました。なく、市民的権利も禁止・制限され

性運動の影響を受けて、県内にも各種女性教育の普及を背景に大都市の女 県内で前者には二一 安警察法第五条改正」の請願署名に が創立)が提出した「選挙法改正」「「治 流するようになりま 「新婦人協会」(平塚雷鳥・市 女性団体が生まれま |大正九)十二月からの第四四議会に するようになりました。一九二〇年の権利の拡張を主張する運動に合 の確立を目指す

議会は、税の賦課や使用方法の決定に

野田明(文化学科·准教授)、小田敦子(同·教授)、井上稔浩(同·教授) 水落正明 (法律経済学科・准教授)

後藤基 (法律経済学科·教授)、青木雅生 (同·准教授)

石井眞夫 (文化学科·教授)、立川陽仁 (同·准教授)、藤本久司 (同·准教授)

豊福裕二、深井英喜、橋場俊展(以上、法律経済学科・准教授)

という意図を持っております

12 地方分権の15年を考える ―制度改革・運営改革・政策改革-

-海外の移民「先進国」に学ぶ-

森俊一(法律経済学科·教授)

杉崎鉱司(文化学科・准教授)

席岡義隆(文化学科・教授)

赤岩隆 (文化学科・教授)

山中章 (文化学科・教授)

太田伸広 (文化学科·教授)

樹神成 (法律経済学科・教授)

13 現代日本の経済と金融を考える

三重大学人文学部

を担当しています。 開講した講座は以下の通りです (敬称略)

5 海部の考古学 ~志摩・伊豆・隠岐の海部達~

経済構造、産業構造、労働の視点から

6 グリム童話と日本の昔話の比較:悪魔と鬼について

■ 英文法を科学する!?

3 イギリス児童文学入門

7 ひとの移動と移民社会

8 「格差問題」を考える

□ アメリカ短編小説を読む

III Excelでアンケート分析入門

9 税を考える

4 地域貢献から地域連携へ

2 作品の背景を読む

第5回「公開ゼミ」報告

-地域のニーズと大学のシーズをマネジメントするための課題を探る

人文学部では、毎年秋から冬に掛けての時期に、一般市民向けの「公開ゼミ」を開講しています。20人程度の受講 生を対象に、1つのゼミで3回(1回あたり90分) 開講し、テーマに沿ってじっくりと楽しく学んで頂くことを企図し

本年度は、13の講座を用意して受講生を募集しました。文化学科の教員が7講座を、法律経済学科の教員が6講座

野崎哲哉 (法律経済学科·教授)

度以降もな

公開ゼミは、そのための取り組みの一つです。 ら南は伊勢・志摩まで、 を掛け持ちで受講される方、毎年2264名の方が受講されました。 もっと増やして欲しいという声が多いのです せると9%と極めて高く、 の御参加もあり 代から8代まで様々な世代に及び、 人文学部は、学術研究の成果を地域社会へ積極的 多数いらっしゃいます。 地域に根差した学部を目指 特に ーマで開講を予定しています

講師と密な関係を結びつつ、 重大生が専門のゼミ演習として受講する授業のスタ ディスカッションをすることもあります。キストを読んだり、テーマに即して講師 連続で行うことを原則としています。 人文学部の公開ゼミは、 ルを取っているのです。 もありますが、 とは異なり、 質疑応答を重視し、また一緒にテ テーマに即して講師と一 一般の講演会や公開講座 一方的な講演とは違い、 より深く学んで頂こう 講義形式の 緒に

を配慮して、 系の総合学部です く開講されています。また、仕事や家庭の都合など 13 の テ 夫も凝ら 昼間のみではなく夜間にも開講するな 法律経済学科と文化学科からなる文 から、 ゼミのテーマ もとて

に対する総合評価は、「とても満足」「満足」を合 マで開講された今年度は、のべ人数で なかには遠く三重県外か -マごと3回という回数を 今後の要望も積極的な 毎年のように受講さ 男女はほぼ半 トで見る公開ゼ 北はいなべ市 いくつものゼ

三重県最初の本格的女性史



名島 利喜

のなかで音読する。したが する。その上で、「読者はオ ふあふ」の間に普通ならあって

って、ここはたい

へん読みづら

ねばならない

。だが、読み

れこそあふあ

る。つまり、読者はくわされたのだ。平四郎といっし終えるとすぐ、『熱くてうまかった』とつづくのであ

ふいって」とずるっていることに

らり仮名ば

い読点がないことを指摘

かも「まま」と「あ

ぺを、声には出さぬが頭

ることに

て、文章の前後をよく見て、

ペに〈やってくれた〉と感じ入る。続い

熱い大根を食べる「あふあ

藤沢周平という作家が「言う」

いう動詞は

村上博基と



んかし

も、ゆっくり読むことで、細

んでいると思う。この翻訳家には遠く しかにそうだ。村上博基によ なことだろう かな言葉 るに違い 不のテクニ いない。ゆ

TRIO協賛企業

三重大人文学部「TRIO」を応援しています。

いて、よほど強い意思がる読みかたの、なんと特別がれてみれば、たり

ったのである」と、実に細やかに読みほぐす。 ょに、熱い大根の煮しめをあふあふ食わされて



節である。その文庫の「解説」を翻訳家の

三重大学大学院人文社会科学研究科 地域交流誌

三重の文化・社会・自然 第11号

2010年3月19日 発行日 編集兼発行者 櫻谷勝美

井上稔浩・小田敦子・山田雄司・田中誠人 三重大学大学院人文社会科学研究科 〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577

URL: http://www.human.mie-u.ac.jp/chiiki/trio/

E-mail: hum-somu@ab.mie-u.ac.jp

雑感:山茶花(さざんか)/服部範子(人文学部教授・英語学)

株式会社 コミュニケーションサービス

■編集後記

トリオ第11号をお届けします。今年は平城遷都から1300年。今号表 紙の津観音は昨年2009年が1300年記念でした。昔から人が住んでい る土地は、条件のよい、住み易いところです。様々な危機が叫ばれる 今、三重や津には、古代から連綿と続いてきた豊かな生活と文化があ ることを再認するような特集が組めないかと考えました。

特集1「三重の萬葉と歴史」は、「萬葉」をという提案を廣岡先生に 積極的に受けとめていただき、歴史劇を見るよりもスリリングな鼎談に なりました。関連エッセイもそれを重層的に展開し、過去が継承される ことの意味を考えさせられました。特集2「津市・三重県の研究」は平成 の大合併で市域を大きく広げた津市を中心に、中世の津、現在の三重 県を、11人の大学院生がそれぞれの観点から検証しています。

大学が年々忙しくなる中、エッセイや記事の執筆を快諾してくれた同 僚たちに支えられ、人文社会科学諸学の集まる面白さをあらためて感 じました。それが読者のみなさまにも伝わったでしょうか。今号が日々 をなにかしら明るくするものであることを願っています。(O)

Judance

大学院のご案内

地域文化論専攻

■地域社会文化論専修

歴史、思想、社会学、地理学、情報学および環境学等の授 業科目を広く提供することにより、日本、アジア、オセアニ ア、ヨーロッパ、アメリカの諸地域における社会と文化につ いて教育研究を行います。

■地域言語文化論専修

日本、中国およびその周辺、ヨーロッパ、アメリカの言語と 文学に関する授業科目を幅広く提供することにより、それぞれ の地域社会における言語文化について教育研究を行います。



社会科学専攻

■地域行政政策専修

政治学、公法学、経済学(経済理論・経済政策)に関連す る授業科目を広く提供することにより、地域の公共的な政策 課題に関する教育研究を行います。

■地域経営法務専修

経営学、民事法学、経済学(経済史・経済学各論)に関連する 授業科目を広く提供することにより、地域で活動する企業・ NPO・市民の経済的・法的課題に関する教育研究を行います。



社会人の受け入れを進めています

有職者は標準在学コース(標準修業年限2年間)のほか、短 期在学コース (標準修業年限1年間) を選ぶことができます。 夜間にも昼間と同じ科目を開講しており、勤務後に学ぶこと ができます。

長期履修学生制度があります

職業等に従事する学生が個人の事情に応じて、2年分の授 業料で3年間あるいは4年間履修し、学位等を取得できる制度 です。

入学定員は各専攻それぞれ5名です

一般選抜、社会人特別選抜 (若干名) 外国人留学生特別選抜(1名)の合計

【問い合わせ先】

人文学部チーム学務担当 059-231-9197 Eメールアドレス hum-gakumu@ab.mie-u.ac.jp

試験日程

2月(両専攻とも)

2011年2月5日(土)~6日(日)

出願は1月6日(木)~13日(木)

試験科目

[地域文化論専攻]

一般、社会人、留学生とも=

専門科目筆記試験、面接

[社会科学専攻]

一 般=専門科目筆記試験、面接 社会人=社会一般に関する小論文、面接 留学生=専門科目筆記試験、小論文、面接

人文学部ホームページ (http://www.human.mie-u.ac.jp/) から、 大学院生のさまざまなメッセージを見ていただけます。

45 TRIO No.11



CULTURE, SOCIETY and NATURE in MIE published by Graduate School of Humanities, Law and Economics, MIE UNIVERSITY, Japan.